

第3次沖縄県社会資本整備計画

平成20年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 総 説	1
(1) 社会資本整備計画策定の意義	1
(2) 計画の性格	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画の目標	2
(5) 計画実現に向けた役割分担	2
第2章 社会資本整備の実績と課題	4
1 透明性を高め県民に開かれた事業の推進	5
(1) アカウンタビリティの向上	5
(2) 入札制度等の改善とCALS／ECの導入	6
(3) 公共事業評価等の実施	6
2 産業振興を支援する社会資本整備	7
(1) 美しい県土の形成と自然の保全・再生	7
(2) 質の高い観光・リゾート地の形成	10
(3) 産業基盤施設の整備	13
(4) 建設産業の活性化	14
(5) モノレール需要喚起	15
3 環境と調和した社会資本の整備	15
(1) 建設リサイクルの推進	15
(2) ESCO事業の推進	16
(3) 上水道の整備	17
(4) 下水道の整備	18
(5) 公園・緑地の整備	19
(6) 住宅の整備	21
(7) 住民参加によるまちづくり	22

(8) 市街地の整備（土地区画整理事業・再開発事業）	23
(9) 都市計画道路の整備	24
(1 0) 都市モノレール等の整備	24
(1 1) 河川の整備	25
(1 2) ダムの整備	26
(1 3) 砂防施設等の整備	27
(1 4) 海岸保全施設等の整備	28
4 持続的発展を支える基盤づくり	29
(1) 空港の整備	29
(2) 港湾の整備	31
(3) 陸上交通基盤の整備	35
(4) 安定した水資源の確保	37
第3章 施策の展開	39
1 産業振興を支援する社会資本整備	39
(1) 美しい県土の形成と自然の保全・再生	39
(2) 質の高い観光・リゾート地の形成	42
(3) 産業基盤施設の整備	46
(4) 建設産業の活性化	48
(5) モノレール需要喚起	51
2 環境と調和した社会資本の整備	52
(1) 建設リサイクルの推進	52
(2) E S C O事業の推進	52
(3) 上水道の整備	53
(4) 下水道の整備	54
(5) 公園・緑地の整備	56
(6) 住宅の整備	58
(7) 住民参加によるまちづくり	59
(8) 市街地の整備（土地区画整理事業・再開発事業）	60

(9) 都市計画道路の整備	62
(1 0) 都市モノレール等の整備	63
(1 1) 河川の整備	64
(1 2) ダムの整備	65
(1 3) 砂防施設等の整備	66
(1 4) 海岸保全施設等の整備	67
3 持続的発展を支える基盤づくり	68
(1) 空港の整備	68
(2) 港湾の整備	71
(3) 陸上交通基盤の整備	75
(4) 安定した水資源の確保	80

第1章 総説

(1) 社会資本整備計画策定の意義

本県は、本土復帰後3次にわたる沖縄振興開発計画に基づき各種施策を展開してきた。その結果、各方面で本土との格差は、次第に縮小し、産業・生活面においては、公共投資による産業・生活基盤の充実に伴って着実に進展し、観光産業の発展や情報通信関連産業の新たな展開を生み出すとともに、県民生活を向上させた。

しかしながら、今日において、若者を中心とする高い失業率や本土との所得格差、高い財政依存度など経済の自立には至っていない。

また、モータリゼーションの進展による交通渋滞や、戦後無秩序に形成された老朽密集市街地の改善、観光客の増加に伴う水需要への対応など、依然として課題も残っている。

このような中、21世紀の新たな沖縄振興の方向を示す「沖縄振興計画」が策定され、これまでの本土との格差是正に加え、本県の特徴を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換が示され、社会資本については、交通基盤の整備をはじめ、なお多くの課題があり、産業の振興や県民の新たなニーズへの対応を含め、今後とも積極的に整備を進めていく必要があるとしている。

これらの認識を踏まえつつ、各種産業を支援し、自立型経済及び県民生活の向上を実現するため、社会資本の課題を明確にし、重点投資と効率的な施策の展開を図るためのアクションプログラムとして、第1次及び第2次の社会資本整備計画を策定し、推進してきた。

本計画は、引き続き、第3次計画として策定するものである。

(2) 計画の性格

本計画は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画で示された社会資本のビジョンを実現するためのアクションプログラムとして、沖縄振興計画の最終年となる平成23年度に向けた取り組み方針を第3次社会資本整備計画としてまとめたものである。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成23年度までの4か年とする。

(4) 計画の目標

本県の自立型経済の構築やアジア・太平洋地域の発展に寄与する国際交流・協力拠点の形成に向けた各種施策を効果的・重点的に支援するとともに、良好な自然環境との調和を図り、県民の豊かで潤いのある生活環境を実現することを目標とする。

(5) 計画実現に向けた役割分担

(ア) 県の役割

沖縄県の自立型経済の構築に向けて、より一層効果的な施策の推進を図る。

また、事業の実施に当たっては、国、市町村、地域住民、NPO、建設業等と連携を行うとともに、透明性の確保を図り、県民の意見を反映した開かれた行政手法による推進に努める。

さらに、年々増加する社会資本については、その必要性を県民に説明し、維持・保全活動に県民自らが積極的に参加するよう意識の高揚を図り、社会資本の効率的な維持・保全に取り組む。

(イ) 市町村の役割

地域住民の生活の基盤となるまちづくり等については、地元の合意形成が必要不可欠であるため、特に地域や住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が地域のオピニオンリーダーになるとともに、地域住民の意見の集約を図り、住民と一体となったまちづくりを推進する必要がある。

(ウ) 県民やNPOの役割

県民やNPOは、生活の基盤となるまちづくり等について、計画策定の段階から積極的に参加し、自らまちづくりを行うとする主体性を高め、連携することが重要である。

また、観光沖縄に相応しい道路環境を維持し、河川や海岸などの良好な環境を保全するため、道路植栽の維持管理や河川・海岸の清掃活動に積極的に参加し、美しい県土、美ら島おきなわを維持・保全していくことが期待される。

(エ) 建設業の役割

建設産業は、本県経済活動の基盤となる住宅・社会資本の整備や地域経済・雇用の担い手として、本県経済の発展に貢献していくことが求められる。

また、災害時においては、その被害を最小限にとどめ早期復旧を図る上で、地域

の実情を熟知している地元建設業者の迅速な対応が期待される。

第2章 社会資本整備の実績と課題

本県の住宅・社会資本は、先の大戦において苛烈な戦禍を被ったことにより壊滅状態となり、その後27年間の長期にわたり我が国施政権から分離されたことや、米軍統治下において軍事基地を中心に整備が行われ、沖縄復興に向けた計画的なプランがないまま推移したことにより、本土復帰を迎える昭和47年においては、本土との間に著しい格差が存在していた。

その後、沖縄振興開発特別措置法に基づく3次にわたる沖縄振興開発計画のもと、国、県、市町村の総合的な施策の推進と県民の不断の努力が相まって、住宅・社会資本の整備は圧倒的な量の不足を補い、大幅に改善されるとともに、本県経済社会は各方面で本土との格差も次第に縮小するなど着実に進展してきた。

しかしながら、基礎的施設整備の対応を急ぐ必要から短期的な事業実施の効率性が最重要視され、ともすれば長期的な計画性や、地域の環境に対する配慮に欠け、県民が豊かさを実感出来る質の高い整備がなされたとは言いがたい部分があることも否めない。

また、昨今の環境に対する認識の高まりや、本県のたぐいまれな自然環境や歴史に裏付けされた文化遺産等が世界的な注目を集めるようになってきた。このような中、国において、「政策評価法」や「景観緑三法」が制定されており、県民に開かれた形で美しい県土を形成するとの視点から、本県の社会資本の整備を進めて行く必要がある。

このため、本県の住宅・社会資本整備については、沖縄振興計画において示された自立型経済の構築や、アジア太平洋地域の発展に寄与する国際交流・協力拠点の形成を図るため戦略的な社会資本整備を進めるとともに、自然環境や歴史・気候風土・景観等に配慮し、県民生活の利便性・快適性の向上に加え、真に安らぎと潤いを享受できるような質の高い整備を推進しているところである。

しかしながら、日本経済は近年、緩やかな景気回復下にあるものの、公共投資は依然として抑制基調にあり、予算規模が縮小していく状況にある。

したがって、今後とも整備の目的を明確にするとともに、コスト縮減を図りつつ、選択と集中を徹底し、重点的、効果的な整備による施策の推進を図る必要がある。

さらに、老朽化や機能的に時代のニーズに合わない部分も出てきている住宅・社会資本ストックについては、既存施設の有効利用を図りつつ、適切な維持・補修を行うとともに、新たなニーズに対応し、機能の付加を含めた施設の再構築（リニューアル）を促進しなければならない。

以上の方針を踏まえ、今後重点的に取り組むべき主要な課題として

①自立かつ持続的発展のための社会基盤の整備

- ・国際的な交流拠点の形成を支える空港、港湾等の整備拡充
- ・地域間の連結を強化し、交流を促進する道路網の確立、中南部地域の交通渋滞の緩和
- ・戦後無秩序に形成された老朽密集地域の改善
- ・駐留軍用地跡地及び周辺市街地の一体的な整備

②自然災害などに対する安全性の確保

- ・台風や集中豪雨等により発生する河川の氾濫や土砂災害等への対応
- ・観光客の増加等による水需要に対応した水資源の安定確保
- ・安定したライフラインの確保及び安全で快適な通行空間の形成等に寄与する電線類地中化の推進

③沖縄特有の自然環境との共生

- ・道路、河川、海岸、住宅施設等のバリアフリー化、環境との調和
- ・高温多湿な気候、台風や塩害などの自然環境に対する新たな自立循環型建設技術開発に向けた、産学官一体となった調査研究の推進

④特性を活かした安らぎと活力のある地域の形成

- ・本県の歴史、文化、気候風土、景観を踏まえた整備手法の確立
- ・住民参加の積極的な推進
- ・老朽化し機能低下してくる住宅・社会資本ストックの適正な維持、補修、リニューアル

などがあり、これらの主要な課題の解決に向けて各施策を推進する。

1 透明性を高め県民に開かれた事業の推進

(1) アカウンタビリティの向上

社会資本の整備については、透明性や公正性を確保し、地域住民等の理解と協力を得るため、構想・計画・実施等の事業過程を通じた住民参加の取り組み等を推進する必要がある。

計画決定プロセスの早い段階から住民への情報公開、意見聴取などの措置を講じ透明性、公正性を高めるとともに、公益的な視点での議論・利害調整等アカウンタビリティを向上させることが重要な課題となっている。

道路や空港などの住民生活に密接に関わる事業においては、これまでも住民等の

理解と協力を得るため、様々な取り組みを行ってきたが、今後、さらに、住民参加のプロセスを住民と行政が共有した上で、コミュニケーション活動を実施するとともに、事業効果の検証を適切に実施・公表することにより、透明性、客観性を高め、県民に開かれた事業展開を図る。

また、大規模建設工事に当たっては、自然環境に配慮した工事を進めるため、必要に応じてモニタリング委員会等を公開で行い、ホームページ等で広く情報を提供し、住民等の理解を得ながら事業を進めていく。

(2) 入札制度等の改善とCALS/ECの導入

公共工事における入札・契約については、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保等により適正化を図り、良質な社会資本を効率的に整備する必要がある。

このため、電子入札の導入、一般競争入札の拡大及び指名業者数の増を図るとともに、談合を防止するため指名業者の事前公表から事後公表へ変更を行った。

CALS/ECの導入については、平成15年6月に策定した「沖縄県CALS/ECアクションプログラム」に基づき、各施策を展開している。

CALS/ECは、公共事業の計画、調査、測量、設計、積算、入札、施工、維持管理の各建設ライフサイクル段階における情報を電子化し、データの共有、利活用を行い、これにより、公共事業の透明性、効率化、迅速化及びコスト等に関してインターネット等のIT（情報技術）を活用して改善していくものである。

県においては、電子納品が平成15年7月、情報共有及び保管管理システムが平成17年10月から段階的に運用を開始しており、順次拡大を図るとともに、実運用に対応した要領の作成や技術の向上を目指した研修会を行っている。

また、電子入札について、県は平成19年度に導入を図り、市町村に対しては、教育普及活動等の各施策を展開し、平成22年度までの導入を促進する。

(3) 公共事業評価等の実施

社会資本の整備については、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規採択時の事前評価、事業採択後一定期間経過後の再評価、及び事業完了後一定期間を経た後の事後評価という計画時から供用後までの一貫した個別事業の評価システムにより評価し、評価結果についても公表する必要がある。

事前評価については、平成17年度から、再評価については、平成10年度から実施しており、これらの評価結果を県のホームページで公表している。

また、事後評価については、平成20年度に試行し、平成21年度から本格施行

する予定である。

2 産業振興を支援する社会資本整備

(1) 美しい県土の形成と自然の保全・再生

(ア) 美しい県土の形成

経済発展に伴い物質的豊かさが充足されてきた今日、人々の価値観は、物から心、量から質へと変化し、潤いやゆとり、心の豊かさなどを求めている。こうした時代の要請に応え、豊かな自然に包まれた快適な生活環境、美しい都市や集落の中で豊かさを実感し、生き生きと暮らしていける地域づくりが重要である。併せて、広く住民参加の下に、地域の特性を生かし自立した地域づくりの取り組みが進められ、自然と調和した生活環境としての景観づくりが重視されている。

地域の風土や生活、歴史や文化は景観を構成する重要な要素であり、景観形成において沖縄の地域性を十分に反映させる必要がある。また、景観形成の基本的担い手である地域住民によって、沖縄らしさを育むことが重要である。

また、公共事業においては、その事業規模等から景観に与える影響が大きく、県土の優れた景観を形成する上で先導的な役割を果たすことが求められている。

平成6年10月に「沖縄県景観形成条例」が制定され、大規模行為に関する届出等の取り組みが行われてきた。公共事業に関しては、平成7年度に「沖縄県公共事業等景観形成指針」及び「土木施設景観形成技術指針（案）」を策定し、平成11年度には「公共建築物景観形成マニュアル」を策定している。

国においては、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を定め、平成16年には「景観法」を制定した。また、平成18年に沖縄における景観施策の指針となる「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン」を策定している。

沖縄らしい風景づくりは、まちづくりという観点からも、また、観光振興という観点からも、極めて重要な課題である。

本県の景観の特性は、地域景観資源の多様性にあり、また、良好な景観形成は、住民生活に密接に関係する課題であることから、市町村が中心的な役割を担うことが望ましいとされている。このような、沖縄らしい風景づくりを推進するため、県は景観法に基づく景観行政団体として広域的な観点からの景観計画を策定するとともに、市町村が景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定していくことを促進していく。

なお、景観施策を推進するに当たっては、国、県、市町村の連携を一層強化する

とともに、関係団体、NPO、事業者等、官民協働して取り組むためのしくみづくりを行っていく。

道づくりにおいては、緑豊かな景観形成を図るため、沖縄独特の風土と文化に調和した道路緑化を推進している。本県の道路緑化率は高い水準であるが、さらに、観光産業を支える観点から、観光地にアクセスする県管理道路等を中心に、沖縄らしい道路緑化の創出・維持に取り組んでいる。また、安全で快適な歩行空間を形成するため、無電柱化を推進している。

離島架橋などの橋梁整備は、地域のランドマークとして景観形成に大きな役割を果たしている。このため構造形式等の決定に当たっては、自然・社会的条件を踏まえ、技術面、環境面、景観面などの観点から検討の必要がある。特に、景観評価を適切に行い、住民、学識経験者等と協力して、地域の潜在的な価値を発掘し、顕在化、向上させるような景観形成に努めている。

都市公園は、休憩所、トイレ、管理事務所などへの沖縄瓦の使用、園路や擁壁に琉球石灰岩を用いるなど、沖縄らしい景観づくりを進めている。また、公園利用者の多様なニーズに対応した都市公園づくりを推進するため、引き続き地域住民の意見が反映された沖縄らしい公園づくりに取り組んでいく。

空港、特にターミナル地区は、地域の玄関口を印象づける重要な空間であり、整備にあたっては、人々が集う親しみのある快適な空間を創出する必要がある。そこで、新石垣空港については、新空港整備の中でターミナル地区の景観形成に努めることにしている。

港湾は、美しい海と島の景観を有するとともに各地域の玄関口として、多くの観光客等が訪れる場所である。そのため、自然景観に配慮するとともに、港と観光交流の促進の観点から美しい景観づくりを目指す。また、海の展望と海上からの印象に配慮し、亜熱帯沖縄の玄関口にふさわしい港湾景観の形成に努めている。

沖縄の伝統的な住まいと暮らしについては、特有の気候風土や歴史的条件のもとで赤瓦・石垣・屋敷林に代表される住まいや独自の集落・街並み景観が形成され、沖縄固有の伝統的住文化が培われてきた。こうした背景から、恵まれた自然環境と共生しながら優れた住宅様式や風土景観を創出した先人の知恵に学び、以下の方針のもと、今後も沖縄の風土に根ざした住まいづくり・まちづくりを推進していく。

①伝統的木造住宅及び集落・街並み景観の形成保全

沖縄独自の住まいや集落・街並み景観など沖縄固有の伝統的住文化を保存・育成活用し、個性と魅力あるすまいづくり・まちづくりを進める。

沖縄県住生活基本計画に基づき、伝統的木造住宅の建築技術や伝統的集落・街並み景観の保全・活用を図り、沖縄の地域素材を活用した沖縄の気候風土に配慮した

住宅・住宅地づくりの普及・景観形成に努めるとともに、政策金融等の制度を活用し、風土に適した住宅の普及を図る。

②返還軍用地跡地におけるモデル的まちづくりの促進

返還予定軍用地跡地について、特色ある自然環境との調和や景観・地域資源の活用への配慮、ユニバーサルデザインの導入など、誰もが安全に安心して快適に暮らせる住宅・住環境の形成を促進する。

成果指標	単位	平成13年度	平成16年度		平成19年度	
		(基準)	目標	実績	目標	見込み
市町村景観行政 団体数	団体	—	—	—	—	3

(イ) 自然の保全・再生

本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候で、独特の自然環境・景観を有している。これらの地域に生息する貴重な動植物を含むさまざまな生物を守り育てるため、動植物の良好な生育環境に配慮した「多自然川づくり」「海岸環境の保全・創出」に努めている。

河川の整備においては、治水、利水の役割だけでなく、多様な生物の生育環境の保全、地域の個性を活かした川づくりが求められており、以下を本県の基本理念として事業を推進している。

①山・川・海の連続する豊かな自然が生きづく川づくり

沖縄らしい自然が感じられ、美しい豊かな海と一体となり、街の憩いの空間として水辺で親しめるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出する川づくり。

②歴史にいだかれ、故郷の豊かさと安らぎをもつ川づくり

沖縄の歴史や文化、風土を活かし、街づくりと一体となった地域住民で育てる川づくり。

海岸保全施設の整備においては、「いちまでいん美ら海、美ら島、清ら心」をキャッチフレーズに海岸を維持、復元、創造し、次世代へと継承していくことを基本理念とする「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、我が国でも特有用な美しい海岸景観や多種多様な動植物の生息環境を保全するとともに、古くからの伝統行事や日常的な生活の場として、あるいは観光資源として価値の高い空間を確保し、防護と環境、利用が調和した総合的な海岸事業を推進している。

成果指標	単位	平成13年度	平成16年度		平成19年度	
		(基準)	目標	実績	目標	見込み
回復可能な自然水 辺の再生率	%	25 [H14]	31	31	40	40
復元・創出する砂 浜面積	ha	60 [H14]	74	76	90	98

(2) 質の高い観光・リゾート地の形成

(ア) 空港

本県の地理的特性から航空交通は、地域住民の生活路線としての役割のみならず、地域の産業振興や観光振興、さらには文化や人材の交流、教育、医療、福祉の向上など地域の振興に深く関わっている。

本県を訪れる観光客数は、平成18年には約563万7千人となっており、そのうち航空機の利用者数は約99%に達している。

那覇空港は、国内でも利用頻度の高い空港の一つとなっており、平成22年から平成27年頃の夏場を中心に増加する需要に対応できないとする予測結果がある。また、滑走路が1本しかないため、万一の航空機事故等により滑走路が閉鎖された場合、観光をはじめとする基幹産業への影響が懸念される。

さらに、那覇空港の国際線旅客ターミナルビルについては施設が狭隘であること、PBB施設（旅客搭乗橋）が設置されていないこと等による利便性・安全性の低さ、国内線旅客ターミナルビルとの連絡性の不備など多くの課題を抱えている。

一方、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、本県は、学術研究や国際物流などの分野で主要な拠点としての役割を担い、様々な施策を展開する考えである。

そのため、那覇空港の機能拡充・強化は必要不可欠であり、今後も引き続き国と連携し早期の拡張整備に向けた取り組みを図る。

また、県内には第三種空港として、12の離島空港があり、県民の足として利用されるとともに、観光産業等の地域振興に重要な役割を果たしている。

今後とも、県内離島における航空輸送の能力向上及び安定供給の実現に向け、それぞれの空港の特性や機能を明確にしながら、総合的な視点から離島空港の整備を推進する必要がある。

特に、現石垣空港は八重山地域の基幹空港となっており、平成18年度の利用実績は乗降客数約198万人、貨物取扱量約11,700トンで、全国の第三種空港

の中では共にトップクラスであり、非常に利用度の高い空港である。しかしながら、滑走路が1,500mのまま暫定的にジェット化されているため、一部の路線では重量制限を受けることや航空機騒音問題などの課題を抱えている。

これらの課題を解消するとともに、今後とも増大が見込まれる航空需要に対応し、八重山圏域の振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な2,000mの滑走路を有する新空港の早期開港に向けて建設を推進する。

さらに、地域の産業振興と観光振興を図る観点から、伊平屋空港整備の早期事業化に向けた取り組みを図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
那覇空港の拡張 整備	—	滑走路1本、 ターミナル 一式	那覇空港 の総合的 な調査の 推進	〃	〃	〃

(イ) 港 湾

自立的発展を目指す本県にとって、地理的特性を活かした国際的な海洋性リゾート地の形成は、観光・リゾート産業はもとより、県民の海洋性レクリエーション活動を発展させるために不可欠である。しかし、その核となる港湾は、利用する観光客や高齢者に配慮した施設整備が行き届いておらず、また、大型クルーズ船の就航に対応した施設や、海洋性レクリエーション活動の需要に対応した施設の整備が課題となっている。

特に、近年においては外国船籍のクルーズ船が那覇港等に定期的に寄港するなど国外からの観光客の増加の可能性が広がりつつある。しかし、これらの大型クルーズ船に対応する本格的な港湾施設がないため、旅客の乗降に不便をきたしているばかりでなく、寄港地としての魅力向上の支障となっている。

このため、沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進するため、那覇港、石垣港及び本部港において旅客船バースの整備を推進するとともに、引き続きクルーズ船の誘致活動に努める。

また、マリーナや港湾緑地等、観光リゾート地にふさわしい施設整備を進めるとともに、効率的な管理運営を図るため指定管理者制度の導入等、港湾施設と一体となった海洋性リゾート地の形成に取り組んでいるところである。

しかしながら、財政上の課題等により整備が遅れていることもあり、現状での利

用率は低い状態にある。今後は、離島も含めた各地域のマリーナ需要の把握や採算性の検討を行い、既存のマリーナ等に加え新たな公共マリーナの適地の検討を進め、その整備計画の策定に取り組むとともに、県内外とのクルージングネットワークの形成を目指す。

中城湾港泡瀬地区については、広大な米軍基地の存在、那覇市など西海岸地域への都市機能等の集中などにより、地域の活力の低下が著しい中部圏東海岸地域の活性化を図り、県土の均衡ある発展に資する観点から、国際的海洋性リゾート地の形成を目指す。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
クルーズ船寄港回数	回/年	85	90	84	90	[実績] 61
クルーズ船入域乗船客数	万人	8	—	7	—	[実績] 9
マリーナ利用船舶数	隻 (累計)	325	679	292	1,086	463

※クルーズ船寄港回数及びクルーズ船入域乗船客数に関しては暦年の数値

(ウ) 陸上交通

本県の入域観光客数は、平成18年には約560万人を超えるなど堅実な増加を続けている。これに呼応してレンタカーの登録台数も平成10年度の約6千台から平成18年度には約2万1千台に急増しており、観光客の利用交通手段として、バス（利用率38.2%）やタクシー（同45.1%）を抜き、第1位（同50.0%）の交通手段（平成18年度観光統計実態調査：県観光商工部）となっている状況である。

このように本県においては、戦後27年間の米国統治を経て、モータリゼーションの著しい発達とともに、レンタカー観光という新たな交通形態が形成されてきており、これらレンタカーユーザーの視点を踏まえて交通政策のあり方を捉え直す必要がある。

とりわけ、高規格道路の那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路は、沖縄観光の終発点である那覇空港・那覇港と結び、高速走行による移動の定時性・快適性を提供するとともに、各観光地へのアクセス性・周遊性を高める基幹道路として重要な役割を担っており、整備の迅速化・加速化が求められている。

また、観光客の移動時の利便性の向上を図るため、分かりやすく使いやすい道路ネットワークの形成や案内の充実を図る必要がある。

さらに、道路植栽の適切な維持管理と沖縄らしい演出による道路景観の創出は、本県の観光振興にとって重要であり、このため観光地へのアクセス道路の緑化等を推進してきた。今後は、道路植栽の効率的な維持管理が必要となる。

また、安全で快適な通行空間の形成を図るとともに、台風等の災害時の緊急輸送道路確保に資する電線類の地中化のさらなる推進のため、今後は、電線管理者等の関係機関とのより一層の連携・協働を図る必要がある。

さらに、今後も多様な移動手段の確保と、レクリエーション活動及び交通事故対策を促進するため自転車道等の整備を推進する必要がある。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
自転車道整備延長	km	14.0	17.0	14.0	18.5	15.3

※自転車道整備延長は、沖縄の道自転車道（玉城から那覇）の整備延長

（3） 産業基盤施設の整備

本県では、昭和47年の復帰に伴い、本土との格差是正と自立的発展を目指し、総合的な諸施策が講じられる中、産業の振興、雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するため、空港、港湾、道路及び工業用水道の整備など、産業基盤の拡充が図られてきた。

本県の産業活動の拠点である那覇港においては、沖縄の地理的な優位性を生かし、国際物流拠点の形成に向けて中継コンテナ貨物の戦略的な取扱いを目指した大規模コンテナターミナル等の整備を促進するとともに、物流を総合的に管理する国際的なロジスティクスセンターの立地を図る。

また、沖縄本島中部東海岸地域においては、地域を活性化し県土の均衡ある発展を図るため、産業の振興、雇用機会の創出に資する流通加工港湾の整備が求められており、中城湾港新港地区において整備を推進しているところである。

さらに、本地区は、循環型社会の構築が求められている中で、広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾として、平成15年4月にリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）の指定を受けており、静脈物流の拠点形成に取り組んでいるところである。

加えて、那覇空港、那覇港をはじめとする県内各拠点・地域への流通の効率化を

図るため、沖縄環状線、具志川沖縄線等道路網の構築に取り組むなど、関連する社会基盤の整備を推進しているところである。

また、雇用機会の拡大及び県民所得の向上を図るうえで工業の振興は不可欠であり、そのためには、長期的観点に立った産業基盤の整備が課題とされ、その基盤整備の一環として工業用水道の整備を進めてきた。

本県の工業用水道事業は、現在、中城湾港工業団地をはじめとした沖縄本島東海岸地区及び糸満工業団地に工業用水の供給を行っているが、北部地域の産業の振興に寄与するため、名護市西海岸地区への配水管布設事業を引き続き推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
中城湾港新港地区 整備率	%	85.9	94.9	91.6	99.1	95.6
工業用水道整備 進捗率(久志～ 屋部配水管布設)	%	59.0	79.0	65.7	99.4	86.1

(4) 建設産業の活性化

本県の建設産業は、県内総生産額及び全産業の就業者数に占める割合が高く、県経済の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、県内の建設産業は中小零細企業がほとんどで、経営基盤が脆弱であるとともに、政府が進める財政構造改革の下、公共投資の縮減により、企業の淘汰、再編が一層加速することが予測される。

このような現状にあって、建設産業は、経営の合理化に加え、企業間連携や経営統合などによる経営基盤の強化、新分野展開への取り組みのほか、ISOの認証取得等による、エンドユーザーの信頼確保への取り組みが求められている。

一方、行政においては、技術と経営に優れた企業が成長できる市場環境の整備を通じて、過剰供給構造を是正し、建設産業全体をより効率的な構造に転換促進していくことが求められている。

このため、「沖縄県建設産業ビジョン」に基づき、建設産業の構造転換、対等で透明な建設生産システムの構築、経営や人材等の共通基盤の強化、技術と経営に優れた建設企業が成長できる市場環境の整備に取り組むとともに、国直轄公共工事の地元建設業者の受注機会の確保を図るなど、官民連携して、建設産業の活性化に向けた各施策を総合的かつ計画的に推進していく。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
ISO認証取得企業数	社 (累計)	81	190	264	270	364

(5) モノレール需要喚起

地域社会の発展及び観光客の増加に伴い、今後も人・物の輸送の増大が予想されることから運輸交通手段の安定的確保を図る必要がある。

特に、自家用車の増大に伴う交通渋滞は、バス交通の定時性の欠如や都市機能の低下、生活環境の悪化を引き起こしており、高齢者や障害者等も含めた安全快適な移動、利便性の向上など、公共交通機関の重要性が増してきている。

このような中、平成15年8月に開業した沖縄都市モノレールは、平成19年度上半期1日平均乗客数が3万5千4百人と、その利用状況は需要目標に近い状況で推移しており、県民や観光客の足として定着している。

モノレール事業は、定時定速性や時間短縮等の交通改善効果のみでなく、まちづくりの推進や環境改善及び経済効果など多様な整備効果を発現し、那覇都市圏における公共交通基幹軸として機能している。

このため、今後もモノレールと他交通機関との円滑な乗継連携等、適切な需要喚起を促進し、モノレール利用者の需要拡大を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
モノレール利用客数(実車ベース)	人/日	0	32,000	30,581	35,000	36,000

3 環境と調和した社会資本の整備

(1) 建設リサイクルの推進

我が国はこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を主流とする経済システムにより最終処分場のひっ迫や廃棄物の不法投棄、焼却によるCO₂の排出等環境負荷の増大を招いてきた。

このような中、建設産業では、特定建設資材について分別解体を徹底し、これを

再資源化することにより建設廃棄物の最終処分量を抑制する等循環型社会の構築を図ることを目的として、平成14年5月に建設リサイクル法が施行された。

しかし、本県は、島しょ県という地域特性から、廃棄物の適正処理や効率的なりサイクルを推進する上で大きな制約を受けている。

そのため、環境負荷容量にも限界があることから、廃棄物の再生利用等持続可能で循環的なシステムを構築することにより、廃棄物の発生を抑制し、最終処分場を延命化させるとともに、天然資源の消費を抑制する等自然環境、自然景観の保全を図っていく必要がある。

また、建設資材において、県内で再生されたりリサイクル資材の使用を促進するシステム「沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）」を平成16年7月に構築した。これにより、再生資源として製造された資材の品質が適正なものであるか評価・認定し、公共工事における「ゆいくる材」の積極的な利用促進を図る。

（2） E S C O事業の推進

国においては、平成17年2月の京都議定書発効を受け、平成24年までに、温室効果ガスの総排出量を平成2年度比で6%削減することとして、地球温暖化防止対策を積極的に推進しているところである。とりわけ、建設関連分野のCO2排出量は、国内排出量の大きな部分を占めているといわれ、膨大な建設ストックに対する省エネ対策が極めて重要となっている。

本県においては、温室効果ガスの削減を図りつつ、環境の保全及び創造を重視し、豊かな自然環境に恵まれた安らぎと潤いのある沖縄県を実現するために、平成11年5月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、環境に配慮した事務事業に取り組んで来たところである。

しかしながら、この取り組みは、一定の成果を挙げているものの、ソフト面での対応であるため温室効果ガスの大幅な削減に繋がっていない。

こうした中、ハード面の効果的な対策として、平成18年度に策定した「沖縄県環境保全率先実行計画（第3期）」において、E S C O事業導入によるCO2削減目標が設定された。

E S C O事業は、施設の設定備機器を省エネ機器に改修することにより、光熱水費の削減、地球温暖化防止対策等に資する事業として、全国的な広がりを見せている事業である。

本県は、復帰後、沖縄振興開発計画に基づき、一般庁舎、警察署、学校等の施設整備を進めてきた。しかしながら、昨今は経年劣化による施設の老朽化が進み、早急な空調機器等の更新が求められている。

そのため、設備改修の更新にあたっては、関係団体の補助も見込まれるE S C O事業の導入を積極的に推進し、省エネ機器への設備改修を計画的に実施する必要がある。

成果指標	単位	平成13年度	平成16年度		平成19年度	
		(基準)	目標	実績	目標	見込み
CO2削減量	t	—	—	—	—	3,500 [H20見込み]

(3) 上水道の整備

県民が快適で潤いのある生活を享受するためには、水道は必要不可欠な生活基盤施設であり、安全でおいしい水を安定的かつ低廉な料金で供給することは、極めて重要である。

本県は、年間降水量が全国平均より多いものの、季節的、経年的変動が大きい気象条件と、水源となるべき河川の流域が狭小であることや、沖縄本島の一人当たりの年間降水量が全国平均の半分以下であることなどに起因して、全国的に見て水源確保の困難な地域となっている。

そのため、増大する水需要を背景に水源開発が進められてきており、平成19年度現在、国管理7ダム、県管理4ダム及び企業局管理2ダムが整備され、現在、平成21年度完成を目標に大保ダム(国)、平成23年度完成を目標に億首ダム(国)、儀間ダム(県)の建設を進めている。

23市町村に水道用水を供給する県水道用水供給事業では、ダム開発と併せて、多角的水源開発の一環として、西系列水源開発事業、海水淡水化施設建設事業等を推進し、また、既存水源の有効活用として工業用水道の水源の一部を水道へ転用するなど水道水源の確保に努めるとともに、安定給水確保のため浄水場の整備や導・送水管の布設事業を進めてきている。

さらに、安全でおいしい水の供給のため、北谷浄水場においては、平成6年度に高度浄水処理施設を、平成15年度には硬度低減化施設を導入した。

市町村における水道は、昭和47年当時に、230の水道事業があり、普及率は89.2%であったが、水道施設整備事業の促進により、平成18年度には58まで水道事業の統合が進められ、また、水道普及率は100%となっている。

本島中南部の市町村は、県水道用水供給事業から受水し、一般家庭などに水道水の供給を行っているが、本島北部の一部や離島の市町村は独自に水源開発等を行い給水している。

沖縄本島においては、水道水源の約2割を不安定な河川水に依存している。また、水源の多くが本島北部に偏在する一方で、水の消費地は中南部に集中し、長距離の導・送水施設を必要としている。そのため、現在もなお水源開発及び水道施設の整備は大きな課題となっている。

さらに、離島地域においては、水源の水量や水質が不安定なため、水源の確保が困難な地域では、海水淡水化施設や海底送水管により水道水を供給し、水質が不安定な地域では高度浄水処理により水質改善を図っているところである。しかしながら、一部離島においては、未だ渇水時に、給水制限を行うなど厳しい状況である。

そのため、今後も海水淡水化施設等の多様な水源開発を図る必要があるが、これらの施設整備及び維持管理等には多大な費用を要することから、市町村にとって大きな負担となっている。

本県においては、人口・観光客の増加、産業の発展等により、今後も水需要は増加していくものと見込まれることから、水源開発及び水道施設の整備拡充を引き続き進め、国と協力して多目的ダム建設事業を促進するとともに、県独自の水源開発である西系列水源開発事業を推進する。

これらの水源開発と併せて、新石川浄水場をはじめとする水道施設の整備拡充を図るとともに、地震・台風等の災害に対応できるよう、施設の耐震化及び配水池や自家発電設備の整備等を図る。また、今後、復帰前後に整備した施設が更新時期を迎えることから、老朽化施設の更新を計画的に進めていく。

さらに、県民ニーズに対応した安全でおいしい水の供給を図るため、水質管理の充実に努めるとともに、高度浄水処理施設等の整備を推進する。

このほか、沖縄県水道整備基本構想に基づき、水道事業者の経営基盤の強化を図るため、今後も水道事業の広域化を促進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
多目的ダムの 開発水量	m ³ /日	311,300	311,370	379,970	379,970	379,970

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

(4) 下水道の整備

下水道は、社会生活に伴って生じる汚水を適正に処理することにより、快適な生活環境の保全と併せて、河川・海域等の水質保全を図り自然環境への負荷を軽減し、豊かな自然環境を保全する役割と、雨水をすみやかに集めて排除し、浸水被害から

街を守る役割がある。

本県の下水道整備は、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質の保全を主な目的として、人口の増加、市街地の拡大等に合わせて積極的に推進してきた。その結果、本県の下水道による汚水処理の普及状況（下水道処理人口普及率）は、ほぼ3人に2人が下水道を利用できる状況にある。

しかしながら整備が遅れている本島北部及び離島などの地方部においては依然として下水道の普及率は低く、大きな格差が生じている。そのため、今後とも「沖縄汚水再生ちゅら水プラン（沖縄県下水道等整備構想）」に基づき、下水道事業の未着手町村の解消を図り、他の汚水処理事業と連携して効率的・効果的に事業を推進していく。

一方、下水道の進展は下水処理水を大量かつ永続的に生産することとなり、下水処理により発生する汚泥も増加し続けることになる。近年、環境に対する県民の関心は高く、下水処理に伴う発生汚泥及び処理水も貴重な資源・資産として有効利用を図ることが重要であり、事業を進めるに当たって、環境への調和と循環型社会の構築を図っているところである。

下水道のもうひとつの役割である市街地の雨水の排除については、浸水被害の予想される地域において7～10年に1回程度の大雨に対して安全が確保されるよう整備を進めているところであり、今後も下水道と河川の連携を一層強化し、効率的、効果的な総合雨水対策を推進する。

また、これからの下水道整備として、地震対策に取り組む必要性の高い社会経済活動の中心地域となる那覇市等では、管路の流下機能の確保、処理場での消毒機能の確保など下水道が最低限有すべき機能を確保する。また、ライフサイクルの視点に立ち、既存施設の維持管理、延命化、改修までを一体的にとらえ下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを実施する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
下水道処理人口 普及率	%	57.0	61	60.9	65	64.5

(5) 公園・緑地の整備

都市公園は、広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市づくりへの対応、安全で安心できる都市づくりへの対応、長寿・福祉社会への対応、都市環境の保全・改善や自然との共生への対応など、都市基盤を形成する上で極めて重要な

社会資本の一つとなっている。

特に、本県の戦跡、歴史及び自然をコンセプトにした都市公園は、観光産業の振興とともに本県の魅力の向上に大きく寄与しており、世界遺産の登録による環境・景観保全の機運の高まりを受け、中核的な観光施設として、より一層の機能向上が求められている。

また、都市部の緑化についても、地域住民等の協力や、参加することができる体制づくりがまだ十分ではなく、人々の交流を深め、緑化思想の啓発の場として体験・学習施設などを備えた都市公園の整備推進が必要とされている。

都市に生活する人々が、日々の生活の中で身近な公共施設としての都市公園を気軽に利用できるようにするためには、都市公園の適切な量の確保と機能的な配置が重要である。このため、一人当たり公園整備面積を欧米諸国並の20㎡とすることが我が国の長期的な目標値となっているが、本県の一人当たり公園整備面積は、平成18年度末実績9.7㎡となり全国の平均値9.3㎡を若干上回っているものの、那覇及び中部広域圏においては未だ十分な都市公園が確保されておらず、さらなる都市公園の整備を推進する必要がある。

他方、少子高齢化社会の到来、地球環境問題の高まりなど社会情勢の変化から都市公園に対するニーズが多様化してきており、「量」の確保とともに安らぎと潤いのある都市空間としての「質」を備える必要がある。

このため、適切で効率的な都市公園整備のため、県の「広域緑地計画」に基づき、市町村の「緑の基本計画」の策定を促進し、真に豊かさを実感できる都市公園の整備に取り組んでいる。

また、我が国唯一の亜熱帯特有の気候を生かし、地域の特性を大いに発揮した安らぎと潤いのある公園・緑地の整備が求められる中、今後の公園・緑地の整備にあたっては、自然との共生や歴史・文化など地方部の風光明媚な特色を生かした観光・リゾート産業の振興及びレクリエーション活動並びに地域活性化の支援など多様なニーズに対応した公園・緑地の整備を地域間のバランス等に配慮しながら推進する必要がある。

このため、我が国唯一の熱帯・亜熱帯の公園である国営沖縄記念公園海洋博覧会地区及び琉球の文化・歴史を伝える同首里城地区の国営公園の整備・充実を促進するとともに、バナナ公園など県民のレクリエーション需要を満たす県営公園の整備に取り組んでいる。

また、世界遺産の登録により景観保全等の機運の高まりを受け、中城公園等を重点的に整備推進するとともに、地域間相互の連携や交流による役割や機能の分担を図りつつ、域内の地域間バランスに配慮しながら（仮称）宮古広域公園の整備に向

けて取り組む。

さらに、今後も地域防災計画に基づく都市公園の適正配置や防災機能の付加、バリアフリーへの対応を推進する。

成果指標	単位	平成13年度	平成16年度		平成19年度	
		(基準)	目標	実績	目標	見込み
一人当たり公園整備面積	m ² /人	7.3	9.6	8.2	12.0	9.6 [H18末]

(6) 住宅の整備

本県の住宅事情は、最低居住面積水準に満たない世帯が多いなど居住水準が低く、大都市圏並みの厳しい状況にある。特に公的賃貸住宅の居住水準が低く改善が求められており、今後とも建替計画の中で改善を図る必要がある。

また、戦後無秩序に形成された旧市街地において、老朽化した密集住宅市街地が残され道路基盤などの不備により建築の更新が行えない状況にある。これらの老朽・密集住宅市街地は台風や地震・火災等における危険区域となっており早急な対応が求められている。

これらの地区については、引き続き住宅地区改良事業等により道路・公園等の基盤の整備・改善や、老朽化した住宅の建替え、共同化を図り、防災及び居住環境に優れ、さらに景観上良好な住宅地としての再生に努める。

また、本県は、全国有数の長寿県であり、近年、高齢者の単身世帯及び夫婦世帯が急増している。また、介護保険制度の導入により、在宅介護が増加するなど、個々の住宅における高齢者対応の整備が緊急に求められている。特に、民間賃貸住宅における高齢者対応の住宅整備が遅れており、今後も引き続き高齢者向けの地域優良賃貸住宅等の供給を促進する。

さらに、本県も少子化傾向にあり、核家族化の進展により子育てを行う環境は厳しさを増しており、子供を安全・安心に育てられる住まいづくり・まちづくりが求められている。加えて、障害者が地域社会のなかで、健常者と共に安全で快適な生活が営めるユニバーサルデザインを取り入れた住宅・居住環境の整備が求められている。

このため、引き続き県民のニーズに対応した良質な住宅ストックの形成と良好な住環境の整備を促進するとともに、すべての県民が安全・安心かつ快適に暮らし、地域の自然・文化との共生の中で豊かな住生活の実現を目指した住まいづくり・まちづくりを進める。

また、地球温暖化、耐震、バリアフリー、防犯、シックハウス、省エネ、リフォーム等、社会情勢の変化により、住宅に関する問題も変化・多様化しており、県民へ多角的な住宅の情報提供に努める。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
公営住宅整備戸数	戸	30,709	31,874	31,900	33,100	33,092

(7) 住民参加によるまちづくり

本県の都市計画は、戦後無秩序に形成された市街地や急速なスプロール化への対応という観点から計画が作成されてきたこともあり、やや画一的な整備が行われてきた傾向が強い。

しかしながら、近年北谷町におけるアメリカンビレッジ構想に見られるような独自のコンセプトによる地域活性例も見られるなど、計画の重要性が再確認されている。また、従来都市計画の策定は行政主導で行われてきた経緯があり、計画そのものが必ずしも地域住民に満足感を与えているとは言えないケースも見られる。

このような中、まちづくりに対する住民意識の高まりや公共事業の是非に対する議論を反映し、都市計画の構想段階から地域住民の意見の反映や計画策定への参加が求められるようになってきた。

さらに、公共施設の維持管理においても、今後住民自らによる積極的な関与が望まれることから、地域に対する愛着と責任を醸成する意味において、住民の都市計画マスタープラン策定等への参加が課題となっている。

このようなことから、都市計画マスタープランの策定及びこれを実現化するための手法のひとつである地区計画を活用することが望まれる。地区計画の導入により、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地開発等に関する基本方針を地域社会の合意として住民に示し、住民自らが都市の将来像について考える方向に誘導する。

また、住民やまちづくりNPOなどによる都市計画提案制度を活用し、まちづくりへの住民参加の促進と行政手続きの透明化や情報公開及び説明責任の遂行に努め、今後も住民と一体となったまちづくりを推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
地区計画導入面積	ha (累計)	1,080	1,230	1,360	1,360	1,520

(8) 市街地の整備（土地区画整理事業・再開発事業）

本県の既成市街地の多くは、戦後、都市基盤整備が不十分なまま急速に形成され、人口・産業の集中により過密化が進行し、その周辺部でも、市街地が無秩序に拡大するスプロール現象が発生しており、道路、公園、下水道等の都市施設が未整備な箇所が多い。

特に、駐留軍用地周辺の市街地は、軍用地として接收された土地の住民が移り住んで米軍基地の門前町として形成され、こうした割当地に無秩序に形成された市街地は、総じて宅地が狭小で密集しているため、都市基盤の整備が立ち後れ、居住空間は劣悪な状況にある。

このような中、那覇新都心地区などの駐留軍用地跡地及び既成市街地やその周辺部において、土地区画整理事業等を実施し、良好な市街地及び景観の形成と宅地の供給の面で大きな役割を果たしてきたが、依然として防災上問題となる老朽・密集市街地が存在する。

また、近年の大型商業施設等の郊外立地に伴い、中心市街地の空洞化が進行しており、今後の都市の再生・再構築に向けた施策の展開が必要となっている。

そのため、全国的には人口減少社会を見据え、新規開発型の都市づくりから、市街地内低未利用地を活用し、コンパクトにまとめた持続可能な地域社会形成へ転換するなど、新たな時代に対応した都市づくりが必要とされている。

しかしながら、本県においては、全国の動向と異なり、今後とも人口の増加が見込まれること、また、大規模な駐留軍用地の返還が見込まれること等から、既存市街地の質的向上を図るとともに、駐留軍用地の跡地を有効に活用して一体的な市街地の開発を促進する必要がある。

そのため、住民参加のもと、地域の創意工夫を生かす地区計画を積極的に定め、土地の高度利用や土地利用の転換・純化を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を効果的に実施し、道路、公園、宅地等を一体的に整備するとともに、街に魅力と潤いをもたらすソフト事業も含めた多彩な事業を実施し、都市の再生及び中心市街地の活性化を今後も促進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
市街地整備率	%	9.4	11.3	11.3	15.6	12.6

(9) 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備は、これまでの着実な整備により、改良率は約78%（平成17年度実績）となっているが、近年の自動車保有台数の著しい伸びや市街地の拡大等により自動車交通需要は依然増大している。このような中、沖縄県の渋滞損失時間は全国ワースト6位の水準にあり、那覇都市圏にその約53%が集中していることから、都市部の交通渋滞対策は今後も取り組むべき重要な課題である。

このため、都市計画道路の整備においては、引き続き交通円滑化に資する渋滞対策等の体系的な道路網の整備を推進する。

また、安全で快適な道路交通環境の充実を図るため、バリアフリー化、電線類地中化等を進めるとともに、住み良い住環境を確保する街路整備として、安全・安心に資するまちなかの歩行空間の整備を推進し、周辺地域の景観に配慮した街路空間とすることにより、まちづくりを支援する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
市街地1km2当たりの街路整備延長	km	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7

(10) 都市モノレール等の整備

平成15年8月に開業した沖縄都市モノレールは、需要目標に近い利用状況で推移し、交通渋滞緩和やまちづくりへの寄与など、多大な整備効果を発現している。

今後とも、パークアンドライドシステムの拡充やバスとの有機的な連携による乗り継ぎの促進など、他の交通機関との結節機能の充実を図り、自家用車から公共交通への転換やモノレールの需要喚起を促進する。

さらに、本県の定時定速の公共交通基幹軸を形成するため、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備について、早期の事業化に向けた取り組みを図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
モノレール利用 客数(実車ベース)	人/日	0	32,000	30,581	35,000	36,000

(11) 河川の整備

本県の河川は、流域面積が小さく、流路延長が短かいという地形的特性から洪水到達時間は、ほとんどの河川において概ね1時間以内となっている。

また、台風期・梅雨期等の集中豪雨による短時間の降雨量が極めて大きいという特性と相まって急激な出水が伴いやすくなってきており、床上・床下浸水等の洪水被害が頻発している。このため、県民生活や産業活動を支え地域の振興を図るうえで、河川整備は極めて重要な施策となっている。

本県の河川整備率は、平成18年度末現在で整備済み延長99.8kmとなっており、要整備延長の約60%まで整備が推進された。

その結果、河川の氾濫は着実に減少してきたが、流域における市街化の進展や山地開発等に伴う流出率の増大、保水能力の低下など河川に係る諸条件が悪化し、未整備区間での水害が多発しているため、今後も積極的な整備が必要である。

特に都市部では、流域開発が著しく、氾濫被害の増大する傾向にあるため都市河川の整備を重点的に取り組んでいるところである。

さらに、流域での効果的な治水対策を図るため、民間を含めた他事業及び地域住民との連携を強化した総合的な雨水対策を今後も推進していく。

また近年、豊かでゆとりある生活や良好な環境を求める県民のニーズの増大に伴い、河川のもつ多様な自然環境や水辺空間は、潤いと親しみのある生活環境の場としての役割が求められている。

このため、河川流域内の市町村やNPO団体、地域住民等と連携し、潤いと親しみのある水辺空間の創出を計画的に推進しているところである。

今後も、河川整備にあたっては沖縄独自の自然景観や豊かな生態系に配慮した、多自然川づくりを積極的に推進し、地域住民の参加による親しまれる河川環境の保全・創出に努めていく。

さらに、河川水位や降雨量、氾濫状況の動画像等のデータを収集し、洪水等緊急時に、市町村や流域住民により早く情報を提供することにより、水防活動を円滑にし、被害を最小限にする情報システムの確立を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
河川整備率	%	56.0	59.0	58.1	62.0	61.0

(12) ダムの整備

本県では、その河川特性及び気象条件から洪水被害が頻発している。また、降雨の季節変動も激しく、少雨傾向が続くと河川流量は著しく低下し、河川から安定した水資源を確保することが困難である。

このため、治水と水資源開発の役割を併せ持つダムの建設は、県民生活や産業活動を支え、地域の振興を図る上で重要である。

本県のダム整備は、昭和47年の沖縄の本土復帰に伴い、河川流域の洪水対策と沖縄本島の安定した水資源を確保することを目的に、国直轄事業として福地ダムをはじめ8ダムが整備された。一方、石垣島においては、洪水対策とかんがい用水の確保等を目的とした真栄里ダムが整備された。

また、補助ダム建設事業として、離島の局所的な洪水対策や生活用水の安定確保を図るため、座間味島において座間味ダムを、伊平屋島において我喜屋ダムを、那覇市を流下する安里川の治水対策として金城ダムをそれぞれ整備した。

この結果、沖縄本島における水源別取水量は、復帰当時の日平均取水量227.8千m³から、平成17年度には約2倍の443.2千m³に増加し、その内70.4%が国・県等の管理ダムから安定供給されている。

しかしながら、河川からの取水の割合も19.1%と依然高いため、少雨傾向が続くと渇水状況を呈することになる。

また、離島においては、水源に乏しい状況にあり流況の不安定な河川表流水などへの依存度が高く、生活水準の向上、観光客等の増加に対応した安定水源の確保は重要な課題である。

このようなことから、河川流域の治水対策と併せ、観光客の増加等に対応した水資源の安定確保を図るため、地域の文化、自然環境に配慮しつつ、大保ダムや儀間ダム等の多目的ダム建設を今後も促進・推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
多目的ダムの開発 水量	m3/日	311,300	311,370	379,970	379,970	379,970
ダム整備箇所数	箇所	0/7	2/7	2/7	2/7	2/7

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

（13） 砂防施設等の整備

本県の中南部地域に居住する人口は約113万人で県全体の約82%を占めている。県土が狭い上に、平地部では駐留軍用地が占有していることから、地形条件の悪い丘陵地や急傾斜地近くまで、住宅や老人ホーム等の各種施設の立地が進行しており、そのため、大雨による斜面崩壊や地すべり等の土砂災害が毎年のように発生している。

このような災害を防止し、安全な生活環境を守るため、引き続き、砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。

また、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生する恐れがある危険箇所も年々増加し続けていることから、災害から人命や財産を守るため、危険箇所の区域を明らかにするとともに、その区域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備等が求められている。

このため、土砂災害危険箇所の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することにより、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知を図っているところであり、併せて警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅等の移転促進等を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
砂防整備率	%	20.2	20.8	20.9	21.5	21.5
地すべり整備率	%	17.0	21.6	18.2	22.7	22.7
急傾斜地整備率	%	11.8	13.2	12.5	13.4	12.9

(14) 海岸保全施設等の整備

本県は県土面積が小さく、海岸背後に住宅や公共施設が集中している。

そのため、台風等による高潮、波浪等によって沿岸部は度々大きな被害を受けており、海岸整備は地域の安全な生活を支える上で重要な施策となっている。

一方、「コバルトブルーの海と白い砂浜」と表現されるように本県の海岸は、優れた自然景観を有しており、我が国唯一の亜熱帯の海岸として貴重な動植物の生息・生育の場となっている。近年は自然環境の保全に対する県民意識も高まり、防護のみならず、自然の生態系や海岸環境にも配慮した整備を行うことが求められている。

また、県民にとって海岸は、古来より祭祀や行事、憩いの場であり、地域住民の海岸利用に配慮した整備が必要である。さらに、観光を主要産業とする本県においては、美しい海岸は大きな観光資源となっており、質の高い観光・リゾート地を形成していくためには、海岸のリゾーツ的利用や美しい海岸景観の創出を図る海岸の整備が重要となっている。

このため、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき、防護の必要な海岸において所要の安全を適切に確保し、併せて海岸が有している様々な機能を生かすため、護岸のみでなく突堤や砂浜、人工リーフ等を組み合わせた面的防護方式により、環境と景観及び利用面に配慮した海岸の整備を進めているところであり、今後も計画的に海岸事業を推進し、県土保全を図っていく。

また、平成16年に発生したスマトラ島沖地震による津波により、インド洋沿岸諸国等に甚大な被害が発生した。本県でも、過去に津波被害の歴史を有していることから、県民の防災意識の啓発と高揚を図り、津波・高潮災害の予防対策を推進するため、津波・高潮浸水予測図等を作成し、県のホームページに公表している。

津波・高潮浸水予測図等は、津波や高潮の規模を想定し、浸水区域や浸水時間等の予測及び建築物、護岸等の被害想定情報を網羅しており、今後、この資料を活用して、海岸保全施設の検討、各市町村が作成する避難場所や避難経路等を示した「住民避難用津波・高潮ハザードマップ」など様々な防災対策を促進・推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
海岸整備率	%	54.5	56.0	55.3	57.5	55.3
海辺に親しむこと の出来る海岸延長	km	570 [H14]	578	576	580	576

4 持続的発展を支える基盤づくり

(1) 空港の整備

島しょ性という地理的特性をもつ本県の航空交通は、離島・過疎地域における産業の振興を図る上で人や物の輸送に欠くことのできない手段であり、空港は交流拠点となる重要な社会資本である。

本県の空港は、昭和47年の復帰に伴い、我が国の航空法の適用を受けるとともに那覇空港が国の管理する第二種空港となり、その他の離島空港は沖縄県が管理する第三種空港となった。

現在、国の管理する那覇空港の他、県の管理する12空港が設置され、県民及び観光客等の足として地域の活性化及び本県経済の発展にも重要な役割を果たしているが、年々増加する航空需要への対応や大型化する航空機材への対応から、現空港の滑走路延長や増設、新空港の建設など、航空ネットワークの安定化等の課題が生じている。

(ア) 那覇空港

那覇空港は県内航空路線網の拠点空港であるとともに、国内外を結ぶ本県の玄関口でもあり、極めて重要な社会基盤となっている。

本県は、地域特性や地理的優位性を活かし、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、学術研究や国際物流などの分野で主要な拠点としての役割を担い、様々な施策を展開する考えである。

このため、那覇空港の国際航空ネットワークを拡充し、新たに国際航空物流拠点の形成を推進するとともに、国際水準の空港整備を促進し、パシフィック・クロスロードにふさわしい空港の実現を目指す。

また、那覇空港は国内でも利用頻度の高い空港の一つとなっており、平成18年度における旅客数は約1,450万人、離着陸回数は約11万9千回に達し、今後の航空需要の増加に伴い、平成22年から平成27年頃には、夏場を中心に増加する需要に対応できないとする予測結果がある。

さらに、滑走路が1本しかないため、万一の航空機事故等により滑走路が閉鎖された場合、離島の急患搬送手段や生活路線の確保、観光をはじめとする基幹産業の振興などに大きな影響が懸念される。

一方、国際線旅客ターミナルビルについては、施設が狭隘であること、PBB施

設（旅客搭乗橋）が設置されていないこと等による利便性・安全性の低さ、国内線旅客ターミナルビルとの連絡性の不備など多くの課題を抱えている。

また、貨物ターミナル地区は、各施設が分散立地し狭隘であること、作業動線の輻輳等による安全性の低さ、利用者へのサービス水準が低いことなど多くの課題を抱えている。

このため、離島県である沖縄の安全・安定的な高速交通機能を確保するとともに、今後の航空需要の増大に適切に対応し、本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策が早期に実現するよう、引き続き国と連携して取り組む。

（イ）石垣空港

石垣空港は、八重山地域の基幹空港となっており、平成18年度の利用実績は乗降客数約198万人、貨物取扱量約11,700トンで、全国の第三種空港の中では共にトップクラスであり、非常に利用度の高い空港である。しかしながら、滑走路が1,500mのまま暫定的にジェット化されているため、一部の路線では重量制限を受けることや航空機騒音問題などの課題を抱えている。

これらの課題を解消するとともに、今後とも増大が見込まれる航空需要に対応し、八重山圏域の振興発展を図るため、中型ジェット機が就航可能な2,000mの滑走路を有する新空港の早期開港に向けて建設を推進する。

（ウ）その他の第三種空港

県内離島において航空需要が増加の傾向にある空港については、増大する航空需要に対処するとともに、地域の産業振興を支援し航空ネットワークの安定化を促進するため、各空港の整備・拡充を図っている。

このような中、地域の産業振興と観光振興を図る観点から、伊平屋空港整備の早期事業化と粟国空港の滑走路延長整備に向けて取り組んでいる。

一方、船舶との競合等により利用客が低迷している空港については、航空需要を喚起するなど整備の熟度を高めていく。

今後とも、県内離島における航空輸送の能力向上及び安定供給の実現に向け、それぞれの空港の特性や機能を明確にしながら総合的な視点から離島空港の整備・拡充を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
那覇空港の拡張整備	—	滑走路1本、ターミナル一式	那覇空港の総合的な調査の推進	〃	〃	〃
離島空港滑走路長	m (累計)	17,700	18,400	18,400	18,900	18,900

(2) 港湾の整備

島しょ県である本県において物流は、海上交通に依存するところが大きく、産業振興の基盤として、また国内外との交流拠点として港湾は地域の振興に重要な役割を果たしている。

(ア) 那覇港

那覇港は、沖縄本島南西部、那覇市と浦添市にまたがって位置する重要港湾であり、本県の物流、人流の中心的な拠点港湾として、経済社会活動を支えるとともに、アジア・太平洋地域の結節点に位置する地理的特性により、我が国の南の玄関口として、国際物流・交流拠点としての役割を果たしている。

本港では、沖縄で消費される物資や沖縄で生産される農水産物や軽工業品等、ほとんどの貨物（石油製品を除く）が取り扱われており、平成18年における取扱貨物量は、外貿121万トン、内貿846万トン、合計967万トンに達している。

一方、中国では、開放政策等により中国沿岸における経済特区が発展し、それに伴って、東アジア発着のコンテナ貨物が増大してきた。これらを背景として、国際航路ネットワークを構築し、国際トランシップ港湾として戦略的な中継コンテナ貨物取扱の促進を図ることとしている。

また、東アジア～欧米間等の輸送を中継する航路を開設するためには、地理的優位性を最大限に生かすとともに、国際的水準の港湾サービスを提供することが不可欠である。そのため、大水深岸壁の整備や国際的なロジスティクスセンターの立地、港湾諸手続のEDI（電子情報通信システム）化による物流サービスの高度化などの港湾の総合的な情報化を進めているところであり、さらに港湾諸料金の低減を図るなどハード・ソフト両面から港湾機能の強化に取り組んでいる。

既存ふ頭においては、港湾施設の狭隘化による利用効率の低下や旅客船やフェリ

一航路等の混在による物流、人流の輻湊が生じている。また、定期及び不定期の国際クルーズ船が寄港しているが、大型クルーズ船に対応した専用岸壁がなく、貨物船との競合が生じている。したがって、国際海洋リゾート港湾として観光関連産業の振興に資するため、既設ふ頭の再編や利用転換、新たに国際クルーズに対応した旅客船バースの整備を促進するとともにコースタルリゾート地区の形成、及び臨港交通体系の充実を図ることが求められている。

また、市民がアクセスできる水際線が非常に少ないため、海辺における親水空間の確保に対する市民の期待は非常に大きいものがある。そのため、コースタルリゾート地区の形成にあたっては、残されたサンゴ礁や藻場、干潟等の貴重な自然環境を保全・活用するなど環境との調和及び新たな環境の創出を図るとともに、豊かな自然を次世代に継承し、市民に親しまれる港湾空間を創出することが必要である。

このようなことから、那覇港においては、国際競争力のある高規格・高能率の外資コンテナ取扱機能の拡充、沖縄経済自立に寄与する新たな産業空間の創出、アジア・太平洋地域の国際協力拠点の形成、港湾と背後の交通ネットワークの充実、人と環境の共生できる港湾空間の創出、国際航路ネットワークの形成など国際物流関連産業の展開、国際観光・リゾート産業の振興等を目指した国際流通港湾として整備を推進する。

また、本県においてはアジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針において、那覇港を中心とした国際航路ネットワーク拠点の形成に向けて取り組むこととしている。

(イ) 中城湾港

中城湾港は、勝連半島から知念半島までの3市2町2村にまたがる広大な港湾空間を有する重要港湾である。

本港の主要なプロジェクトは、沖縄経済の自立的発展を支える流通加工港湾としての新港地区、中部東海岸域の活性化を図り観光振興に資する国際交流リゾート拠点としての泡瀬地区、港湾施設と都市基盤施設を一体的に整備し活力ある潤い豊かな「みなとまち」づくりとしてのマリンタウンプロジェクト西原与那原地区がある。

新港地区については、全埋立面積393haの土地造成が完了し、現在、臨港道路等を整備中であるが、一部の泊地において、浚渫土砂の受け入れ先で環境保全対策に万全を期す必要があることから整備が遅れているが、今後も開発と環境保全との調和を図りながら事業を推進し、早期完成を目指すことにしている。

特に、東ふ頭地区は、工業用地122haが特別自由貿易地域として平成11年に指定され、県による賃貸工場の整備も相まって各種企業が進出立地していること、

背後圏の企業からも港湾施設利用の要請があることから、東ふ頭各バースの早期供用を図る必要がある。

このため、引き続き港湾背後の工業用地と一体的に港湾整備を進め、東西両ふ頭地区の取扱貨物の機能分担（西ふ頭＝砂、飼料等のバラ貨物主体、東ふ頭＝機械製品、自動車等の雑貨物主体）を行い効率的な港湾運営を進めるとともに、リサイクルポートとして総合静脈物流の拠点形成に向けた取り組みを引き続き推進する。

泡瀬地区については、沖縄市を中心とする東海岸域の活性化を図る国際交流リゾート拠点の形成を目指し、旅客船ふ頭、マリーナ等の港湾施設及び宿泊施設、観光商業施設等の整備を計画している。

マリントウンプロジェクト西原与那原地区については、南部東海岸域の活力を取り戻し、海辺のアメニティ豊かなまちづくりを推進するため、都市基盤施設と港湾施設を一体的に整備すると同時に関連する周辺道路網の整備を進めているところである。

今後も、中城湾港においては、東海岸域の活性化、物流拠点の形成を推進し、県土の均衡ある発展に資するべく、産業振興、観光振興、県民生活の向上等本県の振興発展を支える地域としての基盤を整えるため、各地区の整備目的を踏まえ地域のニーズに適切に対応しつつ計画的に整備を推進していく。

（ウ）本部港

本島北部地域は、中南部地域と比べて産業基盤、生活環境の整備水準が低く留まるなど、地域の振興が十分に図られなかったことから、地域の持続的な発展に向けた産業振興及び地域の活性化が求められている。

このため、国際交流や物流機能の再構築に必要な拠点となる港湾整備に向けて取り組むことが、北部地域の振興に重要であるとの認識から、「沖縄の北部地域の振興の拠点となる港湾」として特定地域振興重要港湾に選定され、これを受けて本部港の振興を図るための方針が示された。

本港は、近年、鹿児島航路及び伊江島への定期フェリーが就航しているほか、クルーズ船の寄港や海砂、石炭等の輸移入等が行われるなど、北部地域の流通港として機能しており、北部地域の振興・活性化の方策実現の一翼を担っているが、一方では、増大する船舶需要に対して船舶の沖待ちや荷役時間の制限などの問題が生じている。

また、農産物のほとんどは那覇にある集荷場に陸上輸送され、那覇港、那覇空港を経て本土に出荷されているが、北部地域から直接出荷が可能となれば輸送コストが削減でき、本土での市場競争力も高まることから、新たな流通体系が求められて

いる。

このようなことから、本部港においては、圏域内外との物流機能強化のための拠点整備及び国内外のクルーズ船の寄港や海洋性レジャー等に対応した交流ゲートとしての機能を高めるとともに、安全・安心を支えるための防災機能を備えた港湾の整備を図るため、水深9m岸壁、緑地の整備を行うとともに、防波堤の整備に向けた取り組みを行う。

(エ) その他の港湾

多くの離島を抱える本県の港湾整備は、地域の生活・産業を支える拠点として、これまで海上交通の安全性、安定性の向上を主目標として整備を進めてきた。

一方、近年の社会情勢の進展に伴い、港湾は、物流拠点、交流拠点として産業や観光振興において、ますます重要な役割を担うことから、港湾に対する県民の要請はより高度で多様なものとなっている。その中で、活力ある地域産業を支援するための港湾機能の強化、耐震・防災機能の強化、海洋性レクリエーション活動の進展、パブリックアクセスの向上、海上交通における利便性の向上及びユニバーサルデザイン等に適切に対応する必要がある。

そのため、港湾施設については、外郭施設、係留施設、水域施設等の基本的整備を推進するとともに、港湾緑地等の環境整備、浮き桟橋の整備などユニバーサルデザインに適切に対応し、物流、産業及び生活に係る諸機能が調和した質の高い港湾の整備を引き続き推進する。

平良港、石垣港については、船舶の大型化及び貨物需要の増加や離島交通の利便性向上、海洋性レクリエーション需要に対応し、それぞれの圏域の拠点としての機能を高める整備を促進する。また、石垣港において国内外の大型クルーズ船の就航に対応した国際旅客船ターミナルの整備を促進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
県管理重要港湾の 岸壁整備延長	km (累計)	1.3	1.3	1.4	2.2	1.4
海洋レクリエーション拠点 港整備率	%	59.4	71.7	73.3	93.3	83.0

(3) 陸上交通基盤の整備

本県は、陸上交通のほとんどを道路に依存しており、平成15年の沖縄都市モノレールの開業により那覇市域で新たな公共交通手段の選択が可能となったものの、道路は依然として県民のくらしと産業経済活動を支える上で最も重要な役割を果たしている。

道路整備の状況は、道路網の骨格軸である高規格幹線道路・那覇空港自動車道が南風原南インターチェンジ～豊見城インターチェンジ間において平成15年4月に暫定供用され、引き続き豊見城インターチェンジ～豊見城・名嘉地インターチェンジ間において平成19年度内に暫定供用される予定である。

また、離島架橋については、古宇利大橋が平成17年2月に供用され、現在、屋我地島と本部半島を結ぶワルミ大橋、伊良部島と宮古島を結ぶ伊良部架橋の整備を推進中である。

このように本県の骨格道路網を形成すべく、都市部の交通円滑化や地域連携を強化する道路整備の取り組みにより、道路交通総体として県民のくらしと経済の発展に着実に寄与している。

しかしながら、道路事業は膨大な事業費と相当の事業期間を必要とすることから整備進捗の問題があり、那覇空港自動車道については、空港へ連結する豊見城東道路が整備途上、小禄道路が未整備であり、また、沖縄西海岸道路についてもまだ多くの未整備区間が残されており、広域道路ネットワークの確立に向けて課題は多い。

さらに、各圏域における幹線道路や生活道路となる一般道路の整備は、道路の改良率は全国平均を上回っているものの、人口や自動車台数あたりの道路延長は全国平均の60%程度であり、依然として低い状況にある。

一方で道路交通の現状は、自動車保有台数・レンタカーの一貫した増加や中南部都市圏への人口集中等により交通渋滞が慢性化し、路線バスの定時運行ができずバス離れが加速するなど、道路交通サービス低下の悪循環を招いている。

「道路行政の達成度報告書（国土交通省：H18版）」によると、本県の渋滞損失時間は、道路1kmあたり年間約41千人時間となっており、三大都市圏等に次いで全国で6番目に大きく深刻な状況にあり、交通渋滞対策は早急に解決すべき社会的課題である。

これらの課題に対応するため、広域交通拠点（那覇空港、那覇港）と各圏域拠点都市のネットワーク化を図る高規格幹線道路の那覇空港自動車道、地域高規格道路の沖縄西海岸道路、南部東道路等の整備及び、これらと一体的に機能する国道507号、沖縄環状線等の整備など、体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築するとともに、公共交通については、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道へ

の延長結節及び基幹バスシステムの導入によるバス網再構築の検討など、総合的な交通体系の視点を踏まえ道路交通の円滑化を促進している。

また、21世紀の「自立する新生沖縄の構築」を目指した経済振興・産業振興を図っていくため、国内はもとより海外との連携も視野に入れた、「総合交通ネットワーク」の構築のひとつとして地域ITSの整備を推進している。

さらに、地域における開発計画の支援や文化・観光施設との連携を図るなど、地域住民や観光客の利便性を向上させる道路整備に取り組んでいる。

離島・過疎地域については、定住条件の一層の改善を図り、自立的な地域づくりを支援する観点から、生活基盤の充実を図るため、架橋整備等、地域特性に配慮した道路整備を推進している。

交通環境においては、県民が安全で安心して暮らせる環境づくりの取り組みとして、高齢化社会やノーマライゼーションの観点から、歩行者を重視した道路交通環境を確保するため、あんしん歩行エリア内における交通安全施設の整備、バリアフリー化や電線類地中化を推進している。

また、幹線道路、生活道路等における死傷者が多い事故危険箇所等においては、交通安全施設の整備・充実を図り、事故を抑止するとともに、自然豊かな地域においては、自然環境の保護・保全への配慮から動植物への影響を最小限にとどめるとともに、ロードキル対策を目的としたエコロードの整備を推進している。

さらに、既存道路ストックの健全度を把握し、適切な維持・補修・リニューアルに努め、既存橋梁等の長寿命化対策を推進するとともに、環境との調和、情報化社会への対応など、時代の潮流に適応した道路の有効活用を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
生活の中心となる都市までの30分以内安定到達率※1	%	62.5 [H14]	63.1	63.1	65.7	65.7
道路渋滞による損失時間 (県道以上) ※2	百万人 時間 / 年	(62.0) [H14]	(61.2)	70.2	(59.0)	72.2
〃 (渋滞エリア※ 区間) ※3	百万人 時間 / 年	(23.4) [H14]	(23.1)	50.3	(22.2)	49.4

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
道路交通における 死傷事故率※4	件/ 億台和	69.3 [H14]	66.5	77.5	62.4	77.9
道路の歩道整備 延長	km	1,731	1,881	1,846	2,047	1,980
県管理国道・県道 の改良延長	km	1,011	1,046	1,042	1,064	1,088

※1～※4の指標は、「沖縄における道路行政の達成度報告/業績計画書」による主なアウトカム指標

※2、※3の（ ）書き数値は、第2次計画における基準年値及び目標値。平成16年度に調査方法の変更があり、基準年値及び目標値と実績値との単純比較はできない。

(4) 安定した水資源の確保

四方を海に囲まれた島しょ県である本県にとって、水資源の安定確保は重要かつ深刻な課題である。

これは、本県の年間降水量が全国平均より多いものの、季節的、経年的変動が大きい気象条件と、水源となるべき河川の流域が狭小であることや、沖縄本島の一人当たりの年間降水量が全国平均の半分以下であることなどに起因しており、全国的に見て水源確保の困難な地域となっている。

一方、人口や観光客の増加、産業経済の発展等により水の需要は今後も増加が予想され、県民生活の安定や県内産業の振興等を図るためには、長期的展望に立った水需給バランスの確保が必要である。そのため、ダム建設等の水源開発は本県の重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、これまで積極的に水源開発を推進してきた結果、平成16年度に、羽地ダム（国）と我喜屋ダム（県）が新たに整備され、平成19年度現在、国管理多目的ダム（7ダム）、県管理多目的ダム（4ダム）及び県企業局管理ダム（2ダム）の13ダムが完成している。

しかし、今後とも人口や観光客等の増加が予測され、水需要の増加が見込まれていることから、水需給バランスの安定化のため、ダム等の建設を促進するとともに、雨水、下水処理水の有効利用を推進し、安定した水資源の確保を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成16年度		平成19年度	
			目標	実績	目標	見込み
多目的ダムの 開発水量	m3/日	311,300	311,370	379,970	379,970	379,970

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

第3章 施策の展開

1 産業振興を支援する社会資本整備

(1) 美しい県土の形成と自然の保全・再生

(ア) 美しい県土の形成

沖縄らしい風景づくりは、まちづくりという観点からも、また、観光振興という観点からも、極めて重要な課題である。

そして、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があることから、地域らしさを活かした市町村独自の景観計画の策定を促進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
市町村景観行政 団体数	団体	—	2	10以上

[指標の変更理由]

市町村景観行政団体数（新規）：施策の達成指標として追加

1) 市町村における景観計画策定の促進

沖縄らしい風景づくりを推進するため、市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、地域らしさを活かした独自の景観計画を策定していくことを促進する。

2) 景観形成技術指針等の活用推進

社会資本に対する景観形成の質を高めるため、「土木施設景観形成技術指針（案）」「公共建築物景観形成マニュアル」等の指針の活用を推進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) 市町村における景観 計画策定の促進	①市町村が景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画を策定することを促進する。	市町村

主要施策・事業	内 容	備 考
2) 景観形成技術指針等の活用推進	① “美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン ② 土木施設景観形成技術指針（案） ③ 公共建築物景観形成マニュアル	

（イ）自然環境の保全・創出・再生

我が国でも特有な自然環境・景観や多種多様な動植物の生息環境を保全・再生するとともに、地域の個性を活かし、人々が親しむことのできる場として、また観光資源としても価値の高い空間を確保するため、防護、環境、利用が調和した総合的な河川・海岸事業等を推進する。

成果指標	単 位	平成13年度 （基準）	平成18年度 （実績）	平成23年度 （目標）
回復可能な自然水辺の再生率	%	25 [H14]	39	54
復元・創出する砂浜面積	ha	60 [H14]	97	103

1) 河川環境の保全・創出・再生

住宅や商業施設が密集する市街地を流れる都市河川において、地域住民からは、身近な自然とふれ合える魅力ある川づくりが強く求められている。そのため、県、市・町、沿川自治会、NPO、及び企業等との連携により、緑道整備やオープンカフェの実施など自然豊かな美しく利用しやすい川づくりを進めることで、都市部における自然とのふれ合いの場、オアシス空間の整備を推進する。

また、やんばるの河川において、リュウキュウアユが生息できる河川環境の再生を目的として、「自然再生協議会」を設置し、協議会の中で自然再生全体構想を策定するとともに、これを踏まえた自然再生事業実施計画を作成し、自然再生に向けて取り組む。

2) 砂浜の復元・創出及び海辺に親しむことの出来る海岸の整備

国土保全と併せて、砂浜、緑、景観の総合的な保全や動植物の生息空間に配慮するとともに、海辺へのアクセス向上や快適で潤いのある空間を創出するため、東江海岸、中城湾港海岸久場地区等の整備を推進する。

3) 人工干潟の創出

動植物の生息・生育環境の保全・拡大を目指し、自然環境の回復と新たな環境の創出を図るため、中城湾港泡瀬地区において、人工干潟の造成を推進する。

4) 海域環境の再生

中城湾港の持続可能な発展、利用を図るとともに、自然環境の保全に取り組むため、県関係部局及び沿岸7市町村、学識経験者等の協力を得て策定した「中城湾港港湾環境保全計画」及びアクションプランを推進することにより、海域環境の再生に向けて取り組む。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 河川環境の保全・創出 ・再生	①都市河川は沿川に水と緑豊かな美しい歩行空間を形成させ、地域住民に広く親しまれ利用される川づくりを推進する。 ②リュウキュウアユの生息環境の再生	①国場川、小波津川等 ②奥川、源河川等
2) 砂浜の復元・創出及び海 辺に親しむことの出来る 海岸の整備	①砂浜、突堤、人工リーフ、護岸、植栽等の整備	①東江海岸、中城湾港海岸久場地区等
3) 人工干潟の創出	①人工干潟の造成	①中城湾港泡瀬地区
4) 海域環境の再生	①「中城湾港港湾環境保全計画」及びアクションプランの策定と実行	①中城湾港

(2) 質の高い観光・リゾート地の形成

(ア) 空 港

観光をはじめとする地域の産業振興と離島交通の利便性の向上を図り、増大する航空需要に対処するとともに、航空ネットワークの安定化を促進するため各空港の整備・拡充を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
那覇空港の拡張整備	—	滑走路1本ターミナル一式	那覇空港の総合的な調査の推進	事業実施

那覇空港

那覇空港は、自然的、地理的、歴史的特性を活かしアジア・太平洋地域における「人・物」の結節点となる国際交流・協力拠点の形成及び「アジア・ゲートウェイ構想」の主要な拠点を担うための重要な施設であり、本県にとっても欠くことのできない社会基盤であることから、施設の拡充整備の促進を図る。

1) 滑走路等の整備

「那覇空港の総合的な調査」の結果から平成22年から平成27年頃には、夏場を中心に需要の増加に対応できなくなるおそれがあることから、離島県である沖縄の安全・安定的な高速交通機能を確保するとともに、今後の航空需要の増大に適切に対応し、本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策が早期に実現するよう、引き続き国と連携して取り組む。

2) 国際線旅客ターミナルビルの整備

観光リゾート産業をはじめ経済、学術、文化等の多面的な交流を支える拠点にふさわしい国際線旅客ターミナルビルの整備促進を図る。

整備にあたっては、ターミナル地域の整備計画策定の促進に向けて取り組み、整備主体である民間事業者への支援を行う。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 滑走路の整備 (那覇空港)	①滑走路の整備	①那覇空港の総合的な調査結果の反映

主要施策・事業	内 容	備 考
2) 国際線旅客ターミナル ビルの整備 (那覇空港)	①国際旅客ターミナルビル の整備	①那覇空港の総合的な調査 結果の反映 ②ターミナル地域の整備計 画(国)策定及び整備主 体(民間)への支援に向 けた取り組み

離島空港

1) 新石垣空港

平成19年度から本格的に用地造成工事を実施している。早期供用に向けて、土木工事を進めるとともに、順次照明工事、建築工事、無線工事等を推進する。

2) 伊平屋空港

離島住民のシビルミニマムの確保と観光等の産業振興を図るため、1,200m滑走路を有する新空港の整備に向け、パブリック・インボルブメントによる関係者の意見を踏まえ、環境影響の見通しなど条件整備を行い、早期の事業採択に向けた取り組みを図る。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 新石垣空港	①新空港の建設	①滑走路の新設(2,000m) 土木工事、照明工事、 建築工事、無線工事、 気象施設
2) 伊平屋空港	①新空港の建設	①P Iの結果を踏まえ、環 境影響評価等を実施し、 早期事業化への取り組み

(イ) 港 湾

国内外からの大型クルーズ船の寄港・就航を促進し、新たな沖縄観光の魅力向上を図るため、大型クルーズ船に対応した国際旅客船バース等の整備を推進する。

また、海洋性レクリエーション需要に対応した海浜公園、マリーナの整備等、港

湾施設と一体となった海洋性リゾート地の形成を目指し施策を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
クルーズ船寄港回数	回/年	85	21	200
クルーズ船入域乗船 客数	万人	8	3	20
マリーナ利用可能 隻数	隻 (累計)	325	748	1,157

※クルーズ船寄港回数及びクルーズ船の入域乗船客数に関しては暦年の数値

[指標の変更理由]

クルーズ船入域乗船客数（新規）：施策の達成指標として追加

マリーナ利用可能隻数：2次計画の指標である「マリーナ利用船舶数」を第3次計画では、「マリーナ利用可能隻数」とする。

1) 国際クルーズ船に対応した旅客船バースの整備

沖縄と国内外を結ぶクルーズ船の寄港・就航を促進し、海路における入域観光客数の増加や新たな沖縄観光の魅力向上を図るため、那覇港、石垣港及び本部港等において旅客船バースの整備を推進する。

2) 海洋性レクリエーション拠点港の整備

宜野湾港においては、近接する沖縄コンベンションセンターやトロピカルビーチ等と連携した魅力あるウォーターフロント空間を形成し、宜野湾西海岸における都市型リゾートの一層の魅力向上を図るため、海洋性レクリエーション需要に対応したマリーナの拡張整備等を推進し、平成21年度の完成を目指す。

沖縄本島中部圏東海岸地域の活性化を図るため、静穏な海域特性を有する中城湾港泡瀬地区において、旅客船ターミナル、人工海浜、マリーナ等を含む、国際交流リゾート拠点、海洋性レクリエーション活動拠点等の形成を目指すマリシティ泡瀬の整備を推進する。

東海岸の海上交通や陸上交通の結節点であり、拠点都市として栄えた地域である中城湾港西原与那原地区に再び活力を取り戻し海辺のアメニティ豊かなまちを形成するため、マリンタウンプロジェクトとして海浜緑地等の整備を推進し、マリーナについては平成21年度の一部供用を目指す。

宮古地区を代表するマリンリゾート拠点を形成するため、平良港トゥリバー地

区において、マリーナ、海浜緑地、人工海浜等市民や観光客のマリンレジャー等のニーズに資する施設整備を促進し、早期供用を目指す。

石垣港において、登野城離島棧橋を人流の拠点として再開発し、貨物取り扱いを本港地区浜崎町離島フェリー物揚場（新設）に移す。また、登野城地区において、ウォーターフロント開発を積極的に促進し、快適な港湾空間の形成を図るため、親水緑地等を整備する。また、市民や観光客の身近な水辺空間として、新港地区において海浜緑地、人工海浜等の整備を行い、海洋性レクリエーション機能の導入を図る。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 国際クルーズ船に対応した旅客船バースの整備	①国際クルーズ船対応バース等の整備	①那覇港、石垣港、本部港等
2) 海洋性レクリエーション拠点港の形成	①マリーナ整備 ②人工海浜、海浜緑地等の整備	①宜野湾港マリーナ 中城湾港西原与那原地区 平良港トゥリバー地区 ②中城湾港泡瀬地区 中城湾港西原与那原地区 平良港トゥリバー地区 石垣港新港地区

(ウ) 陸上交通

陸上交通における観光客等の移動の利便性向上を図るとともに、魅力ある観光・リゾート地の形成を促進するため、那覇空港へのアクセス向上等の施策を推進する。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度	
				(目標)	(変更前)
自転車道整備延長	km	14.0	15.1	22.0	(33.5)

※自転車道整備延長は、沖縄の道自転車道（玉城から那覇）の整備延長

[目標値の変更理由]

自転車道整備延長：早期の事業効果発現、コスト縮減等を考慮し事業計画の見直しを行ったため。

1) 那覇空港及び那覇港へのアクセス向上

観光客の円滑な移動を実現するため、那覇空港や那覇港へのアクセス向上を図る道路の整備を促進・推進する。

2) 観光リゾート地にふさわしい景観の形成

観光地にアクセスする道路を中心に緑豊かな景観形成を図るため道路緑化を推進するとともにボランティア団体と協働のもと適切な植栽管理を図る。

また、安定したライフラインの確保及び安全で快適な通行空間の形成等を図るため電線類地中化を推進する。

3) 多様な移動手段の確保

多様な移動手段の確保と、レクリエーション活動及び交通事故対策の充実を促進するため自転車道等の整備を推進する。また、道路案内標識の充実を図る。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 那覇空港及び那覇港へのアクセス向上	①那覇空港自動車道整備 ②沖縄西海岸道路整備 ③臨港道路整備 ④主要幹線道路整備	①豊見城東道路 ②那覇西道路、浦添北道路、糸満道路、豊見城道路 ③空港線、浦添線 ④国道507号
2) 観光リゾート地にふさわしい景観の形成	①植樹升の設置、花木植栽、主要施設入り口等へのランドマーク植栽 ②電線類地中化	①池間大浦線、石垣港伊原間線、国道390号 ②平良城辺線
3) 多様な移動手段の確保	①大規模自転車道の整備 ②道路案内標識の整備	①玉城那覇自転車道線 ②県内主要観光地周辺等

(3) 産業基盤施設の整備

那覇港については、国際物流拠点の形成を目指し、中継コンテナ貨物の戦略的な取扱い実現に向けて、大規模コンテナターミナル等の整備を推進するとともに物流を総合的に管理する国際的なロジスティクスセンターの立地を図る。

また中城湾港新港地区については、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地の整備等、流通機能、生産機能を合わせ持つ流通加工港湾として整備を推進する。

さらに、産業振興を支える基盤整備の一環として工業用水道の整備を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
中城湾港新港地区 整備率	%	85.9	94.2	100
工業用水道整備進 捗率(久志～屋部 配水管布設)	%	59	77.5	100

1) 国際物流拠点の形成に向けた那覇港の整備

新港ふ頭地区においては、水深13m岸壁2バースを保安対策施設も含め平成17年度に完成、併せて平成18年1月からは国際コンテナターミナルにおいて民間企業による管理運営を開始したところであり、トランシップ貨物を取り扱う国際海上コンテナ輸送の中継拠点港湾を目指す。

さらに、国際コンテナターミナルの背後においては、国際物流関連産業を集積するロジスティクスセンターの整備・運営事業を進める。

2) 中城湾港新港地区の整備

新港地区においては、港湾施設と特別自由貿易地域及び工業用地との有機的連携を図るため、臨港道路等の整備を推進するとともに、那覇港との適正な機能分担を図りつつ、東ふ頭の早期供用を目指す。

さらに、周辺地域の物流の円滑化を図るため、沖縄環状線、具志川沖縄線、県道36号線等の道路網の整備を推進する。

3) 工業用水道の整備

北部地域の産業の活性化を図るため、名護市西海岸地区への配水管布設工事を実施しており、平成22年度の供用開始を目指して整備を推進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 国際物流拠点の形成に向けた那覇港の整備	①中継コンテナ貨物の戦略的な取扱い実現に向けた大規模コンテナターミナル等の整備・運営 ②国際物流関連産業を集積するロジスティクスセンターの立地	①コンテナターミナル等の整備・拡充及び国際的に経験豊富な民間企業による効率的なターミナル運営を図る。 ②物流を総合的に管理する国際的なロジスティクスセンターの整備・運営事業を進める。
2) 中城湾港新港地区の整備	①公共ふ頭の整備 ②臨港交通施設の整備 ③関連道路等の整備	①東ふ頭岸壁、泊地の整備 ②臨港道路の整備 ③沖縄環状線、具志川沖縄線、県道36号線
3) 工業用水の整備	①名護市西海岸地区への配水管布設	①久志～屋部配水管布設 布設延長17.8km

(4) 建設産業の活性化

技術と経営に優れた企業が成長できる市場環境の整備を通じて、過剰供給構造を是正し、建設産業全体をより効率的な構造へと転換促進するとともに、ISOの認証取得等による建設生産物に対するエンドユーザーの信頼確保に向け、官民連携して取り組んでいく。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
ISO認証取得企業数	社 (累計)	81	349	370

1) 産業構造の転換

県内建設産業の過剰供給構造の是正に向けた企業再編の促進と新分野進出への企業の取り組みを支援する。

2) 新たな建設生産システムの構築

建設生産システムの各主体（発注者、設計者、施行者）における対等で透明な関係の構築と多様な調達手段の採用による公共工事の合理化を進めるとともに、不良不適格業者を排除して建設産業の健全化を推進する。

3) 共通基盤の強化

建設業の技術力・経営基盤の強化を支援するとともに、建設産業の将来を支える人材の育成・確保を官民連携して推進する。

4) 市場環境の整備

技術と経営に優れた建設企業が成長できるよう、公共工事における入札契約制度改革等の市場環境の整備を進めるとともに、国直轄公共工事を含む県内建設業者の受注機会の確保に取り組む。

5) ISOの認証取得促進

建設生産物の品質確保と環境問題への対応を図るため、土木建築等施工品質保証に関するISO9000シリーズ及び環境マネジメントに関するISO14000シリーズなどのISOの認証取得を促進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) 産業構造の転換	①コア企業の育成 ②新たな企業戦略の構築 ③経営多角化・新分野進出 ④企業再編への対応	①特定JV制度の活用、新技術開発研究の支援 ②企業戦略構築セミナーの開催、企業経営戦略構築の支援 ③新分野進出に対する助成、新分野進出セミナーの開催、建設業相談体制の充実 ④企業合併・連携支援、企業合併・協業化マニュアルの作成

主要施策・事業	内 容	備 考
2) 新たな建設生産システムの構築	①受発注・元下請関係の適正化 ②多様な調達手段の活用 ③不良・不適格業者の排除 ④建設業審議会の設置	①片務性解消に向けた実態調査、三者協議（発注者、設計者、施工者）の開催、ワンデーレスポンスの実施 ②CM・PM方式導入の検討、VE方式導入の検討 ③違反業者に対するペナルティの強化と厳正な処分の実施、建設工事に対する暴力団等による不当介入の排除徹底 ④建設業の諸問題を審議する中立的な第三者機関「沖縄県建設業審議会」（仮称）の設置検討
3) 共通基盤の強化	①経営基盤の強化 ②IT技術の推進 ③人材の育成・確保	①経営革新計画の策定支援、経営改善アドバイザーの派遣 ②CI-NET（建設産業情報化ネットワーク）の普及促進、NETIS（公共工事等における新技術活用システム）の普及拡大 ③土木・建築労働者の多能工化に向けたスキルアップ支援、インターンシップの拡充
4) 公正な市場環境の整備	①公正な市場環境の整備	①専担組織による入札事務の一括実施検討、入札監視委員会の検証強化

主要施策・事業	内 容	備 考
	②入札契約制度の環境整備	②一般競争入札方式の拡大、総合評価入札方式の拡大、多様な入札方式の検討(CM・PM方式、VE提案方式等：再掲)、情報公開の推進
5) ISOの認証取得促進	①建設企業のISO認証取得の促進	①ISO9000S及びISO14000S取得企業に対する等級格付けへの反映

(5) モノレール需要喚起

公共交通機関の利用を促すため、モノレールと他交通機関との円滑な乗継連携を促進するとともに、沖縄都市モノレールの需要喚起を促進する。

成果指標	単 位	平成13年度	平成18年度	平成23年度	
		(基準)	(実績)	(目標)	(変更前)
モノレール利用客数 (統計ベース)	人/日	0	37,393	42,000	(39,000)

[目標値の変更理由]

モノレール利用客数：第2次計画では実車ベースの目標値であったが、第3次計画から国土交通省の鉄道輸送統計調査との整合を図り、統計ベースを目標値とする。

1) 需要喚起の促進

沖縄都市モノレールの健全経営を図るため、実現性が高く利用者の増加につながる需要喚起を促進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 需要喚起の促進	①乗り継ぎの促進	①パークアンドライドシステムの拡充や高速バス及び路線バスとの乗り継ぎ連携の拡充

主要施策・事業	内 容	備 考
	②利用サービスの向上 ③各種乗車券の発行	②運転間隔の短縮 ③周辺観光施設とのセット乗車券の拡充

2 環境と調和した社会資本の整備

(1) 建設リサイクルの推進

持続可能な循環型社会の形成を実現するため、特定建設資材等の適正な分別解体や再資源化等の徹底を図るとともに、平成16年7月に制定された沖縄県リサイクル資材評価認定制度の認定資材（ゆいくる材）を県内全ての公共工事での使用促進を図っていく。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) リサイクル資材評価認定システム運営事業	①リサイクル資材の品質・性能等の評価認定 ②ゆいくる材の品質管理確認業務 ③ゆいくる材の使用促進等普及活動	
2) 分別解体と再資源化の促進	①建築物等の分別解体の指導強化 ②建設廃棄物の再資源化の指導強化	

(2) E S C O事業の推進

地球温暖化防止対策として、CO₂の排出量及び施設の光熱水費の削減を図るため、省エネ改修事業として、県有建築物へE S C O事業の導入を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
CO2削減量	t	—	—	9,000

[指標の変更理由]

CO2削減量（新規）：施策の達成指標として追加

1) ESCO事業

地球温暖化防止対策として、CO2の排出量及び施設の光熱水費の削減を図るため、設備機器の省エネ改修事業として「県有中小施設省エネプラン」に基づき、ESCO年次計画を策定し、県有建築物への導入を推進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) ESCO事業	①県有建築物へのESCO事業導入	①約6施設へ導入

(3) 上水道の整備

人口・観光客の増加、産業の発展等により、今後も水需要は増加するものと見込まれることから、引き続き、水源開発及び水道施設の整備拡充を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度	
				(目標)	(変更前)
多目的ダムの開発 水量	m ³ /日	311,300	379,970	421,170	(440,370)

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

[目標値の変更理由]

多目的ダムの開発水量：羽地ダムの開発水量のうち、国営羽地大川土地改良事業計画の変更により19,200m³/日の農業用水が減ったため。

1) 水源開発

沖縄東部河川総合開発事業については、既設の金武ダムを再開発する億首ダムを平成23年度完成、翌年度の供用開始を目標に建設を促進する。

沖縄北西部河川総合開発事業における大保ダムについては、平成22年度の供

用開始を目標に建設を促進する。

西系列水源開発事業では、平成22年度の供用開始を目標に施設整備を推進する。

離島における久米島町の儀間川総合開発事業については、儀間ダムを平成23年度の供用開始を目標に建設を推進する。

2) 水道施設の整備

老朽化している既設石川浄水場を拡張・移設するための新石川浄水場建設を、平成24年度の全面供用開始を目標に推進するとともに、関連導送水施設の整備を進める。

また、市町村における水道施設については、安定給水のための配水池整備や老朽化した水道施設等の更新等、整備を計画的に進める。

3) 安全でおいしい水の供給

安全でおいしい水を供給するため、沖縄本島においては新石川浄水場に高度浄水処理施設を整備するとともに、離島市町村においても必要に応じて整備する。また、水道事業者の水質管理体制の強化を促進し、水道水質の向上を図る。

主要施策・事業	内容	備考
1) 水源開発	①多目的ダムの建設 ②河川水源開発	①沖縄東部河川総合開発事業、沖縄北西部河川総合開発事業、儀間川総合開発事業 ②西系列水源開発事業
2) 水道施設の整備	①新浄水場の建設 ②簡易水道等施設整備	①新石川浄水場 ②事業主体 17～23市町村
3) 安全でおいしい水の供給	①高度浄水処理施設の整備	①新石川浄水場 宜野座村（活性炭処理）

(4) 下水道の整備

快適な生活環境と、豊かな自然環境を保全するとともに、下水処理に伴う処理水及び発生汚泥の有効利用を進め循環型社会の構築を図るため、下水道事業を促進・

推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
下水道処理人口 普及率	%	57.0	63.3	70

1) 流域下水道の整備

人口の集中・増加が著しい本島中南部地域を流域とする中部流域下水道那覇処理区においては、汚水量の増加に対応し汚水処理機能の強化を図るとともに、周辺環境に配慮した場内の環境整備に努める。

中部流域下水道伊佐浜処理区においては、汚水量の増加に対応し汚水処理機能の強化を図るとともに、住宅地側への緩衝緑地帯の設置、上部空間の利用に向けた整備を進める。

中城湾流域下水道においては、汚水量の増加に対応し汚水処理機能の強化を進めるとともに周辺環境へ配慮し下水道施設内の緑化を図る。

中城湾南部流域下水道においては、普及促進に向け汚水処理機能の強化及び幹線の整備を進める。

2) 公共下水道の整備

市街地等における健全な水環境の形成のため、以下の施策を推進する。

流域関連公共下水道、単独公共下水道については、今後とも市街地の進展に合わせ効率的な整備を進めるとともに普及促進を図る。

優れた自然環境の保全等を図る特定環境保全公共下水道についても、整備と併せて普及促進を図る。また、事業に着手していない地域については早期に事業化が図られるよう支援を行う。

総合雨水対策として、那覇市、沖縄市等において、下水道事業と河川事業等との連携をより一層強化し、浸水被害の解消に努める。

3) 下水処理水の有効利用

下水道資源の有効利用のため、下水処理水を新たな水資源として、公共施設等の水洗トイレ用水、散水用水などの生活雑用水のほか、公園等の修景用水への利用を促進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 流域下水道の整備	①中部流域下水道那覇処理区の整備 ②中部流域下水道伊佐浜処理区の整備 ③中城湾流域下水道具志川処理区の整備 ④中城湾南部流域下水道西原処理区の整備	①汚水処理機能強化、環境整備 ②汚水処理機能強化、緩衝緑地帯の整備 ③汚水処理機能強化、緑化の推進 ④汚水処理機能強化、幹線の整備
2) 公共下水道の整備	①流域関連、単独公共下水道の整備 ②特定環境保全公共下水道の整備 ③雨水対策	①那覇市等 20市町村 ②座間味村等 7市町村 ③那覇市等 20市町村
3) 下水道処理水の有効利用	①下水処理水を水洗トイレ用水や雑用水等として有効利用	①沖縄県・那覇市、名護市、糸満市

(5) 公園・緑地の整備

都市に生活する人々が、日々の生活の中で身近な公共施設としての都市公園を気軽に利用できるようにするためには、都市公園の適切な量の確保と機能的な配置が重要である。

そのため、未だ十分な都市公園が確保されていない那覇及び中部広域圏の公園を重点的に整備する。

また、自然との共生や歴史・文化など地方部の風光明媚な特色を生かした観光・リゾート産業の振興及びレクリエーション活動並びに地域活性化の支援など多様なニーズに対応した公園・緑地の整備を地域間のバランス等に配慮しながら推進する。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
一人当たり 公園整備面積	m ² /人	7.3	9.6	14.0

1) 広域レクリエーション活動や個性と活力のある都市づくりへの対応

本県の都市公園の多くは、地域特性を生かし戦跡、歴史及び自然をコンセプトにしており、中核的な観光施設として地域活性化に大きく貢献していることから、より一層の魅力向上のための整備を推進する。

同時に、地域特性を活かしたテーマ公園や緑とにぎわいのまちなか公園などの地域活性化に資する都市公園の整備促進に努める。

2) 安全で安心できる都市づくりへの対応

災害時の広域防災拠点や広域・一時避難地などの防災機能としての都市公園の役割がより重要となってきており、地域防災計画と連携した防災公園の整備を推進する。また、都市公園内での安全の確保は最も優先すべき事項であり、人々が安心して憩えるように事故防止及び犯罪防止の観点から、園路・広場等においては外灯などの保安施設の充実を図る。

3) 長寿・健康福祉社会への対応

人々が安らぎと潤いのある生活を送るためには、健康福祉に寄与する都市公園の整備が重要である。このため、健康・運動施設の整備を推進するとともに、福祉施設等との連携調整を図り、ゆったりトイレの設置や園路等の段差を解消する「いきいきふれあい公園」など、誰もが身近に利用できるように都市公園のバリアフリー化を推進する

4) 都市環境の保全・改善や自然との共生への対応

都市緑化意識の高揚は、都市に暮らす人々の生活そのものを豊かにすることにつながることから、都市公園の機能として緑と直に触れ、エコロジーを身近で貴重なものと感じ、地域住民の連帯感を醸成するとともに緑化思想の啓発の場としての体験・学習施設などを備えた環境ふれあい公園などの整備を推進する。

また、水と緑のネットワークの形成に努め、都市環境の改善に寄与する都市公園の整備を推進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) 広域レクリエーション活動や個性と活力のある都市づくりへの対応	①国営公園の整備（直轄事業） ②県営公園の整備	①国営沖縄記念公園（海洋博覧会地区、首里城地区） ②中城公園、浦添大公園、首里城公園、奥武山公園、

主要施策・事業	内 容	備 考
		平和祈念公園、バナナ公園、(仮称)宮古広域公園
2)安全で安心できる都市づくりへの対応	①都市部において、災害時の避難場所確保や、公園の園路、広場等における外灯などの保安施設の充実	①奥武山公園、天久公園、識名公園
3)長寿・健康福祉社会への対応	①健康・運動施設の整備 ②ゆったりトイレの設置や園路等の段差解消による都市公園のバリアフリー化の推進	①東風平運動公園 ②浦添カルチャーパーク
4)都市環境の保全・改善や自然との共生への対応	①体験・学習施設などを備えた公園の整備	①比屋良川公園

(6) 住宅の整備

県民のニーズに対応した良質な住宅ストックの形成と良好な住環境の整備を促進し、すべての県民が安全・安心かつ快適に暮らし、地域の自然・文化との共生の中で豊かな住生活の実現を目指した住まいづくり・まちづくりを進めるとともに、本県の住宅の質的向上を図るため、高齢者対応等、民間住宅を誘導する役割も担っている公営住宅の整備等を促進・推進する。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
公営住宅整備戸数	戸	30,709	32,689	34,700

1) 居住水準の向上

居住水準の向上を図るため、健康で文化的な住生活の基盤として必要不可欠な水準である最低居住面積水準に満たない世帯の早期解消に努めるとともに、狭小公営住宅の建て替えを促進・推進する。

2) 住宅性能水準の向上

住宅に求められる基本的性能の指針である住宅性能水準の向上を図る。特に高齢者へ配慮されたバリアフリー化住宅の供給を促進するとともに、関係機関と連携し、県民へ多角的な住宅の情報提供に努める。

3) 居住環境水準の向上

住宅市街地の密集状況や住宅の延焼危険性等、緊急に改善すべき密集住宅市街地の実態把握を促進し、密集住宅市街地を着実に改善するため、住宅地区改良事業を促進・推進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 居住水準の向上	①狭小な公営住宅の建替え	①名護団地、泡瀬団地ほか 10団地
2) 住宅性能水準の向上	①住宅のバリアフリー化の 促進 ②県民に対する住宅情報の 提供	①地域優良賃貸住宅制度(高 齢者型)の促進 ②住宅性能評価・表示制 度の普及
3) 居住環境水準の向上	①密集する住宅地区の 改良	①豊見城団地地区

(7) 住民参加によるまちづくり

これからの都市整備は、沖縄らしい個性あるまちづくりを目指し、既成市街地における都市機能更新、空洞化しつつある中心市街地の再構築、市街地内低未利用地の活用とともに、駐留軍用地跡地と周辺市街地との一体的な整備を図るため市街地開発事業を推進する。

このため、住民参加のもと、地域の創意工夫を生かす地区計画を積極的に定め、きめ細かなまちづくりに努めるとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を効果的に実施して、道路、公園、下水道等を一体的に整備する。

成 果 指 標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
地区計画導入面積	ha	1,080	1,498	1,540

1) 住民参加によるまちづくり

住民参加による計画的なまちづくりを進めるため、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地開発等に関する基本方針を地域社会の合意として住民に示し、住民自らが都市の将来像について考える方向に誘導する。併せて、住民やまちづくりNPOなどによる都市計画提案制度を活用し、まちづくりへの住民参加の促進と行政手続きの透明化や情報公開及び説明責任の遂行に努めつつ、都市計画マスタープランの策定及びこれを実現化する有効な手法のひとつである地区計画を導入する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 住民参加によるまちづくり	①住民意見を反映した都市計画区域マスタープランづくり	①都市計画区域 6 箇所
	②住民意見を反映した市町村マスタープランづくり	②市町村数 21 箇所
	③地区計画の導入	③ 37 箇所

(8) 市街地の整備（土地区画整理事業・再開発事業）

市街地における都市基盤施設の整備改善と快適な居住空間の形成を図るとともに、駐留軍用地跡地と周辺市街地との一体的な整備を実施するため土地区画整理事業を推進する。

また、未整備な都市基盤施設や建物の老朽・密集化を改善するため、既成市街地における都市機能更新、市街地内の低未利用地の活用等により、空洞化しつつある中心市街地の再構築を図る市街地再開発事業を促進する。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
市街地整備率	%	9.4	11.5	18.0

1) 既成市街地への対応

既成市街地における都市基盤施設の整備改善を行い、防災機能の向上と併せて快適な居住空間の整備を図る。

2) 市街地周辺地域への対応

市街地の拡大につながる新たな開発等の整備を抑制し、スプロール化による劣悪な住環境を改善する。

3) 駐留軍用地跡地への対応

駐留軍用地跡地の早期有効利用を図るため、周辺市街地との一体的な都市基盤施設の整備を行う。

4) 中心市街地の活性化への対応

既存の中心市街地については、都市環境及び都市防災機能の改善・確保を含め、土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、新たな拠点地域としての活性化を図る。

また、市町村により策定され、認定を受けた中心市街地活性化基本計画については、その目的が達成できるよう関係機関と連携を図る。

5) 都市再生及び民間開発への支援

都市の再生に向けて、民間の資金やノウハウを導入し、低未利用地や交通結節点及び商業・業務施設など高度な都市機能を備えた魅力ある街づくりを行うため市街地再開発を促進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) 既成市街地への対応	①土地区画整理	①真嘉比古島第二地区等 7地区
2) 市街地周辺地域への対応	①土地区画整理	①西原西地区、伊覇地区、 竹原地区等 7地区
3) 駐留軍用地跡地への対応	①土地区画整理	①桑江伊平地区
4) 中心市街地の活性化への対応	①市街地再開発	①牧志・安里地区
5) 都市再生及び民間開発への支援	①モノレール旭橋駅周辺地区における再開発の促進	①モノレール旭橋駅周辺地区

(9) 都市計画道路の整備

都市部においては、交通円滑化に資する渋滞対策道路等の整備を実施することにより、体系的な道路網の整備を推進する。

また、バリアフリー化、電線類地中化等を進め、安全・安心に資するまちなかの歩行空間の整備を推進する。

住民参加のもと地区計画等を活用した沖縄らしい個性あるまちづくりに取り組んでいる地域においては、地域の意向を踏まえた街路空間整備を推進する。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
市街地1km ² 当たりの 街路整備延長	km	2.5	2.6	2.8

1) 都市の骨格の形成に資する体系的な道路網の整備

都市の骨格を形成し、各拠点都市間を結び、多様な都市機能の相互連携・補完による拠点機能の向上に資する体系的な道路網を構成する主要な幹線道路の整備を重点的に推進する。

2) 都市圏の交通円滑化のための渋滞対策道路の整備

都市内交通の円滑化を図るため、渋滞対策道路の整備を推進する。

3) 都市の再構築と中心市街地活性化に資する道路の整備

既成の中心市街地において、安全で快適な都市空間の形成・再生のため、バリアフリー化、電線類地中化等を推進する。

また、安全・安心に資するまちなかの歩行空間の整備や周辺地域の景観等に配慮した街路整備を実施することにより、都市の再構築と中心市街地の活性化を支援する。

4) 身近なまちづくりの支援及び歴史的地区環境保全のための道路の整備

住民参加のもと地区計画等を活用した沖縄らしい個性あるまちづくりに取り組んでいる地域においては、地域の意向を踏まえた街路空間整備を推進することにより、身近なまちづくりを支援する。

また、首里金城地区等歴史的環境保全地区においては、歴史や文化を引き継ぐ質の高い街路空間整備を推進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 都市の骨格の形成に資する体系的な道路網の整備	①道路網を構成する主要な幹線道路の整備	①真地久茂地線外1線 豊見城中央線外1線 県道24号線B P
2) 都市圏の交通円滑化のための渋滞対策道路の整備	①道路及び交差点の拡幅整備	①南風原中央線 県道153号線外1線
3) 都市の再構築と中心市街地の活性化に資する道路の整備	①歩道の拡幅、電線類の地中化、ポケットパーク等の整備	①国際通り線 市場通り線
4) 身近なまちづくりの支援及び歴史的地区環境保全のための道路の整備	①地区計画等地域のまちづくり計画を踏まえた街路空間整備、沖縄らしい修景工事等	①龍潭線 首里金城地区

(10) 都市モノレール等の整備

本県の定時定速の公共交通基幹軸を形成するため、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備について、早期の事業化に向けた取り組みを図る。

また、都市モノレールと他の交通機関との有機的な連携による交通の円滑化を図るため、交通結節点の整備、パークアンドライドシステムの拡充を図る。

成果指標	単 位	平成13年度	平成18年度	平成23年度	
		(基準)	(実績)	(目標)	(変更前)
モノレール利用客数 (統計ベース)	人/日	0	37,393	42,000	(39,000)

[目標値の変更理由]

モノレール利用客数：第2次計画では実車ベースの目標値であったが、第3次計画から国土交通省の鉄道輸送統計調査との整合を図り、統計ベースを目標値とする。

1) 延長整備の検討

本県の定時定速の公共交通基幹軸を形成するため、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備についての可能性を調査し、延長区間の需要動向を見極め、併せて延長地域の開発計画や経営採算性等を踏まえた上で早期の事業化を検討する。

2) 交通結節点の整備

都市モノレールと他の交通機関との有機的な連携を図り、交通の円滑化を図るため、交通広場等を整備する。また、パークアンドライドシステムの拡充により、自家用車から公共交通への転換やモノレールの安定的な需要喚起を促進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 延長整備の検討	①整備区間 首里駅～沖縄自動車道	
2) 交通結節点の整備	①おもろまち駅（真嘉比）等 交通広場の整備、パーク アンドライドシステムの 拡充	

(11) 河川の整備

流域開発が著しく、氾濫被害の増大する傾向にある都市河川の整備を重点的に推進するとともに、地域に親しまれる河川環境を保全するため、多自然川づくりを積極的に推進する。

さらに、洪水等緊急時に市町村や流域住民に、より早く情報を提供するための情報システムの確立を図る。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
河川整備率	%	56.0	59.7	66.0

1) 都市河川の整備

都市部の河川について、洪水被害の解消を図るため、国場川については平成21年度までに石原橋までの整備完了を目指す。また、安里川については平成19年度までに下流の泊高橋から崇元寺橋付近まで整備完了しており、引き続き上

流へ向け河川改修を進める。

また、牧志・安里再開発地区内の河川予定地を県と那覇市及び再開発組合で連携して、交流・観光の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出するため、オープンカフェなどを活用した快適な都市空間の河川整備を行う。

2) 河川情報の提供

浸水被害が多発している都市河川において、水害に対する警戒・避難活動の迅速化を図り、被害の軽減につなげるため、県のホームページで配信している河川水位や降雨量の情報に加え、平成21年度までに河川のリアルタイム映像の配信を開始する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 都市河川の整備	①河川改修 (多自然川づくり) ②河川環境整備	①国場川、安里川、安謝川、 比謝川等 ②久茂地川
2) 河川情報の提供	①河川情報基盤の整備	①国場川、安里川、安謝川、 比謝川、小波津川

(12) ダムの整備

ダム建設においては、河川の治水対策と併せ、生活用水等の水資源の安定化を図るため、沖縄本島における国直轄の多目的ダム建設事業を促進するとともに、離島においてもダム建設を推進する。

成 果 指 標	単 位	平成13年度	平成18年度	平成23年度	
		(基準)	(実績)	(目標)	(変更前)
多目的ダムの開発 水量	m ³ /日	311,300	379,970	421,170	(440,370)
ダム整備箇所数	箇所	0/7	2/7	5/7	(6/7)

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

[目標値の変更理由]

多目的ダムの開発水量：羽地ダムの開発水量のうち、国営羽地大川土地改良事業計画の変更により19,200m³/日の農業用水が減ったため。

ダム整備箇所数：儀間川総合開発事業全体計画の変更により、タイ原ダムの完成が平成23年度から平成26年度になったため。

1) 多目的ダムの整備

沖縄本島の水資源の安定供給を図るため、国直轄事業として大保ダム、億首ダム等の多目的ダムの建設を促進・推進する。

離島における久米島町の儀間川総合開発事業については、儀間ダムとタイ原ダムの多目的ダムの建設を推進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 多目的ダムの整備	①国直轄ダムの整備 ②県補助ダムの整備	大保ダム、億首ダム等 儀間ダム、タイ原ダム

(13) 砂防施設等の整備

台風や集中豪雨による土砂災害が毎年のように発生していることから、災害を防止し安全な生活環境を守るため、砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等を行うソフト面での対策を推進していく。

成 果 指 標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
砂防整備率	%	20.2	20.9	23.9
地すべり整備率	%	17.0	22.7	26.1
急傾斜地整備率	%	11.8	12.5	14.5

1) 砂防施設等の整備

砂防事業として、土石流防止施設を整備する。地すべり対策事業として、大規模災害が発生した中城村安里地区の早期復旧を目指すとともに、他地区においても地すべり防止施設を整備する。また、急傾斜地崩壊対策事業として、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。

2) 土砂災害抑止対策

平成13年4月施行の「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害のおそれのある箇所において基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の

指定を行う。

警戒区域指定後は、関係市町村において市町村地域防災計画での警戒避難体制整備を図り、特別警戒区域指定後は、県において宅地開発及び災害時要援護者施設の新規立地の抑制、既存家屋への移転勧告等の措置を行う。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 砂防施設等の整備	①土石流防止施設の整備 ②地すべり防止施設の整備 ③急傾斜地崩壊防止施設の整備	①名護市安和与那川地区等 ②中城村安里地区、 北中城村熱田地区等 ③西原町小橋川地区等
2) 土砂災害抑止対策	①警戒避難体制の整備、警戒区域への新規住宅等の立地抑制等	①土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

(14) 海岸保全施設等の整備

高潮・波浪等による災害から県民の生命・財産を守り、県土の保全を図るとともに、自然環境等に配慮しつつ、利用しやすく美しい魅力ある海岸を創出していくため、海岸保全施設整備事業を推進する。また、津波・高潮浸水予測図等を活用して既設海岸保全施設の安全度の点検・調査を実施し、津波・高潮の被害から防護する対策を図る。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
海岸整備率	%	54.5	55.3	59.5
海辺に親しむことのできる海岸延長	km	570 [H14]	576	581

1) 海岸保全施設整備事業

海岸区域の安全を確保するため、東江海岸、水釜海岸、中城湾港海岸久場地区、中城湾港海岸馬天北地区等において、護岸、人工リーフ、突堤、養浜等の建設により、高潮・波浪等からの被害を防止するとともに、海辺へのアクセスや景観、眺望、環境にも優れた質の高い海岸整備を推進する。

2) 既設海岸保全施設の安全度の点検・調査

津波・高潮浸水予測図等によって琉球諸島沿岸域の浸水区域が明らかとなり、人口密集地域や重要施設のある沿岸域においては、津波・高潮からの被害を防ぐ必要があるため、既設海岸保全施設の安全度の点検・調査を実施し、計画的に対策を図る。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 海岸保全施設整備事業	①護岸、人工リーフ、突堤、養浜等の海岸保全施設の整備	①東江海岸、水釜海岸、中城湾港海岸久場地区、中城湾港海岸馬天北地区等
2) 既設海岸保全施設の安全度の点検・調査	①津波・高潮に対して、既設海岸保全施設における安全度の点検・調査	①沖縄本島、本島周辺離島、宮古圏、八重山圏

3 持続的発展を支える基盤づくり

(1) 空港の整備

増大する航空需要に対処するとともに、地域の産業振興を支援し航空ネットワークの安定化を促進し、離島交通の利便性の向上を図るとともに、観光をはじめ地域の産業振興を支援するため、必要に応じて政策金融等の出融資や民間活力等を利用しながら、各空港の整備・拡充を図る。

成果指標	単 位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度 (目標)
那覇空港の拡張整備	—	滑走路1本 ターミナル 1式	那覇空港の総合 的な調査の推進	事業実施
離島空港滑走路長	m (累計)	17,700	18,900	18,900

(ア) 那覇空港

那覇空港は、本県の地理的、歴史的、自然的特性を活かしアジア・太平洋地域における「人・物」の結節点となる国際交流・協力拠点の形成及び「アジア・ゲートウェイ構想」の主要な拠点を担うための重要な施設であり、本県にとっても欠くこ

とのできない社会基盤であることから、施設の拡充整備の促進を図る。

1) 滑走路等の整備

「那覇空港の総合的な調査」の結果から平成22年から平成27年頃には、夏場を中心に需要の増加に対応できなくなるおそれがあることから、離島県である沖縄の安全・安定的な高速交通機能を確保するとともに、今後の航空需要の増大に適切に対応し、本県の将来の振興発展を展望した那覇空港の滑走路増設等の将来対応方策が早期に実現するよう、引き続き国と連携して取り組む。

2) 国際線旅客ターミナルビルの整備

観光リゾート産業をはじめ経済、学術、文化等の多面的な交流を支える拠点にふさわしい国際旅客ターミナルビルの整備促進を図る。

整備にあたっては、ターミナル地域の整備計画策定の促進に向けて取り組み、整備主体である民間事業者への支援を行う。

3) 貨物ターミナル地区の整備

貨物ターミナル地区については、狭あい化や施設配置の問題を解消するとともに、国際航空物流拠点の形成を図るための施設整備等を促進する。

整備にあたっては、効率的かつ安全性の高い貨物動線及び国際航空物流拠点としての施設規模の確保と、将来の貨物取扱量の増大への対応について、ターミナル地域の整備計画策定の促進に向けて取り組み、整備主体である民間事業者の支援を行う。

主要施策・事業	内容	備考
1) 滑走路の整備 (那覇空港)	①滑走路の整備	①那覇空港の総合的な調査結果の反映
2) 国際線旅客ターミナルビルの整備 (那覇空港)	①国際旅客ターミナルビルの整備	①那覇空港の総合的な調査結果の反映 ②ターミナル地域の整備計画(国)策定及び整備主体(民間)への支援に向けた取り組み

主要施策・事業	内 容	備 考
3) 貨物ターミナル地区の整備 (那覇空港)	①貨物ターミナル地区の整備	①那覇空港の総合的な調査結果の反映 ②ターミナル地域の整備計画(国)策定及び整備主体(民間)への支援に向けた取り組み

(イ) 離島空港

1) 新石垣空港

平成19年度から本格的に用地造成工事を実施している。早期供用に向けて、土木工事を進めるとともに、順次照明工事、建築工事、無線工事等を推進する。

2) 伊平屋空港

離島住民のシビルミニマムの確保と観光等の産業振興を図るため、1,200m滑走路を有する新空港の整備に向け、パブリック・インボルブメントによる関係者の意見を踏まえ、環境影響の見通しなど条件整備を行い、早期の事業採択に向けた取り組みを図る。

3) 粟国空港

航空機材の大型化による航空ネットワークの安定化のため、滑走路の800mから1,200mへの延長に向けた取り組みを図る。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 新石垣空港	①新空港の建設	①滑走路の新設(2,000m) 土木工事、照明工事、 建築工事、無線工事、 気象施設
2) 伊平屋空港	①新空港の建設	①P Iの結果を踏まえ、 環境影響評価等を実施し、 早期事業化への取り組み

主要施策・事業	内 容	備 考
3) 栗国空港	①滑走路の延長	①早期事業化に向けた地元同意等の条件整備への取り組み（800→1,200m）

（２） 港湾の整備

海上交通の安全性・安定性はもとより、輸送需要の増大、輸送形態の変化、海洋レクリエーション活動の進展、パブリックアクセスの向上、耐震・防災機能の強化、ユニバーサルデザイン等に適切に対応するため、必要に応じて政策金融等の出融資や民間活力等を利用しながら、物流、産業及び生活に係る諸機能が調和した質の高い港湾の整備を引き続き推進する。

成 果 指 標	単 位	平成13年度 （基準）	平成18年度 （実績）	平成23年度 （目標）
県管理重要港湾の 岸壁整備延長	km (累計)	1.3	1.4	2.6
海洋レクリエーション拠点港 整備率	%	59.4	79.6	99.8

（ア） 那覇港

那覇港については、物流拠点港湾として整備するとともに、アジア・太平洋地域における国際物流・交流拠点形成を目指し、国際流通港湾として整備を促進する。

また、本県においてはアジア・ゲートウェイの拠点形成に向けた取組方針において、那覇港を中心とした国際航路ネットワーク拠点の形成に向けて取り組むこととしている。

1) 那覇ふ頭地区の整備

那覇港の貨物輸送の円滑化を担う臨港道路空港線の整備促進、及び那覇1号線の早期完成を目指す。

2) 泊ふ頭地区の整備

国内外からの大型クルーズ船の寄港・就航を促進し、新たな沖縄観光の魅力向上を図るため、国際クルーズ等に対応した大型旅客船バース及び旅客ターミナル

等の整備を促進する。

3) 新港ふ頭地区の整備・運営

水深13m岸壁2バースを保安対策施設も含め平成17年度に完成、併せて平成18年1月からは国際コンテナターミナルにおいて民間企業による管理運営を開始したところであり、トランシップ貨物を取り扱う国際海上コンテナ輸送の中継拠点港湾を目指す。

また、国際コンテナターミナルの背後においては、国際物流関連産業を集積し、国際物流拠点の形成を図るロジスティクスセンターの整備・運営事業を進める。

4) 浦添ふ頭地区の整備

複合一貫輸送に対応した内貿ユニットロードターミナルの整備促進を図る。また、港湾関連物資の円滑な輸送を確保するため、臨港道路浦添線の整備を促進する。

主要施策・事業	内容	備考
1) 那覇ふ頭地区の整備	①港湾施設の整備	①臨港道路（空港線）、 臨港道路（那覇1号線）
2) 泊ふ頭地区の整備	①港湾施設の整備	①旅客船バース及び旅客ターミナル等
3) 新港ふ頭地区の整備・運営	①中継コンテナ貨物の戦略的な取扱い実現に向けた大規模コンテナターミナル等の整備・運営 ②国際物流関連産業を集積するロジスティクスセンターの立地	①コンテナターミナル等の整備・拡充及び国際的に経験豊富な民間企業による効率的なターミナル運営 ②物流を総合的に管理する国際的なロジスティクスセンターの整備・運営事業

主要施策・事業	内 容	備 考
4) 浦添ふ頭地区の整備	①港湾施設の整備	①内貿ユニットロードターミナル（-9.0m）、臨港道路（浦添線）、浦添第1防波堤

（イ）中城湾港

中城湾港については、沖縄経済の自立的発展を図るための拠点として、流通機能及び生産機能を合わせ持った流通加工港湾としての整備を引き続き推進するとともに、地域住民の海洋性レクリエーション活動の場や観光リゾート振興のための戦略的な国際交流リゾート拠点等の整備を推進する。

1) 新港地区の整備

背後の特別自由貿易地域及び一般工業用地の貨物需要に対応すべく、東ふ頭の岸壁（水深7.5m～水深11m）及び泊地の整備を進めるとともに、港湾と背後の主幹線道路とを結ぶ臨港道路等を平成21年度に概成させる。また、リサイクルポートとしての総合静脈物流の拠点形成に向けて取り組む。

2) 泡瀬地区の整備

沖縄本島中部圏東海岸地域の活性化を図るため、海洋性レクリエーション機能等を導入した国際交流リゾート拠点地区の早期形成に向けて人工海浜やマリーナ等の整備を推進する。

3) マリントウンプロジェクト（西原与那原地区）の整備

海洋性レクリエーション需要の増大に対応したマリーナや海浜緑地及び臨港道路等の整備を推進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 新港地区の整備	①港湾施設の整備	①東ふ頭岸壁、泊地、臨港道路

主要施策・事業	内 容	備 考
2) 泡瀬地区の整備	①港湾施設の整備	①人工海浜、マリーナ等
3) マリントウンプロジェクト（西原与那原地区）の整備	①港湾施設の整備	①海浜緑地、臨港道路、マリーナ

（ウ）本部港（本部地区）

本部港については、北部地域の振興を図るため、新たな物流体系の構築を視野に入れた物流機能の強化を進める。

また、国内外のクルーズ船寄港の要望への対応及び本土航路の安定した運航を確保し、大規模地震が発生した場合に緊急物資輸送の確保を図るため、災害に強い港湾を目指し水深9mの耐震岸壁等の整備を推進するとともに、防波堤（沖）の整備に向けて取り組む。

（エ）その他の港湾

1) 港湾機能の充実

離島航路等における船舶航行・荷役の安全性の向上を図るため、防波堤等外郭施設や係留施設、航路、泊地等水域施設の整備を推進する。

港内静穏度を向上させ船舶の安全な港湾利用を確保するため、平良港、石垣港、前泊港（伊平屋）、仲田港、伊江港、粟国港、本部港（本部地区）において、防波堤等の整備を促進・推進する。

離島定期船の定時性の確保、荷役作業の効率化、係留時の安全性の向上を図るため、北大東港、南大東港において、岸壁の整備を推進する。

平良港については、漲水地区で大型クルーズ船に対応した岸壁及び客船ターミナルを港湾計画に位置付け、宮古圏域の物流、観光、産業振興等の多彩な交流拠点となる港湾整備に向けて取り組む。

2) 施設利用者の利便性、安全性の向上

離島航路における係留施設等のユニバーサルデザインを推進し、高齢者等が安全にみなとを利用できるようにするため、石垣港等において浮棧橋を整備する。

八重山圏域においては、石垣港離島ターミナルを観光拠点として、地域に親し

めるパブリックアクセスの向上を図り、背後の市街地の活性化と一体となったみなとまちづくりとしての整備を促進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 港湾機能の充実	①防波堤等外郭施設の整備 ②岸壁等の係留施設及び航路、泊地等の水域施設の整備	①平良港、石垣港、前泊港（伊平屋）、仲田港、伊江港、本部港（本部地区）、粟国港等 ②平良港、石垣港、本部港、北大東港、南大東港、前泊港（伊平屋）等
2) 施設利用者の利便性、安全性の向上	①浮棧橋の整備	①石垣港等

（３） 陸上交通基盤の整備

魅力ある観光・リゾート基盤・施設へのアクセスの向上を図り国際性・拠点性を育む交通体系、新たな活力と地域の魅力を支える交通体系、環境負荷が少なく快適で安全に暮らせる交通体系を確立する。

都市部においては、物流効率化を目指し、放射道路や環状道路等の体系的な道路網の整備を推進するとともに、誰もが利用しやすい公共交通が活躍する道づくりを目指し、モノレール駅交通結節点の整備等を推進する。

また、産業・経済活動を支援するよう、交通渋滞の緩和を図るため、交通需要マネジメント等の総合的な交通円滑化施策を推進する。

さらに、安全・安心で快適な生活を維持、拡充するため、交通安全対策、災害に強い県土づくり、および既存の社会資本ストックの適切な維持管理に取り組むとともに、バリアフリー化や電線類の地中化など地域の景観・環境に配慮した快適な歩行空間等の形成を推進する。

なお、道路事業の推進に当たっては、内閣府沖縄総合事務局と連携して、「沖縄における道路行政の達成度報告書／業績計画書」を作成・公表し、県民と行政が課題と目標を共有することにより、道路行政の効率性・透明性の向上を図る。

成果指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 (実績)	平成23年度(目標)	
				2次計画	3次計画
生活の中心となる都市までの30分以内安定到達率 ※1	%	62.5 [H14]	63.8	—	66.3
道路渋滞による損失時間(県道以上) ※2	百万人 時間/ 年	(62.0) [H14]	72.4	—	69.3
〃 (渋滞モリツグ [※] 区間) ※3	百万人 時間/ 年	(23.4) [H14]	49.6	—	47.4
道路交通における死傷事故率 ※4	件/ 億台和	69.3 [H14]	78.4	—	62.4
道路の歩道整備延長	km	1,731	1,952	2,269	2,269
県管理国道・県道の改良延長	km	1,011	1,078	1,110	1,110

※1～※4の指標は、「沖縄における道路行政の達成度報告/業績計画書」による主なアウトカム指標であり、第2次計画では、23年度の目標値を算出していない。

※2、※3の()書き数値は、第2次計画における基準年値。平成16年度に調査方法の変更があり、基準年値と実績値及び目標値との単純比較はできない。

1) 連携・交流を支える道づくり

- ① 那覇空港や那覇港などの空港・港湾へのアクセス道路整備と物流の効率化を図る幹線道路の整備。
- ② 北・中・南部圏域の各中核都市(名護・沖縄・那覇)の拠点性向上を支援するアクセス道路の整備。
- ③ 市町村間を結ぶ道路整備を行うとともに離島架橋など離島間の地域振興を促す道路整備。

2) 都市交通の円滑化を図る道づくり

- ① 分かりやすい骨格となる道路網を形成し、都市内の通過交通を削減するためのバイパスや環状道路の整備。

- ② 渋滞の緩和を図るため、右折レーンの設置など既存ストックを活用して余裕ある車線確保や交差点の改良整備。
- ③ 沖縄都市モノレールやバスを利用したパークアンドライドなどのTDM施策やITSの導入の検討。

3) 観光への支援と環境に配慮した道づくり

- ① 観光客のアクセス性の向上を図るため、空港・港湾や観光地までの分かりやすい案内表記。
- ② 亜熱帯を感じることができる道路植栽と沿道の環境に配慮したアメニティ空間を創出。
- ③ 自然環境への変化を最小限にとどめるなど沿道の動植物に配慮した道路整備。
- ④ 騒音などの沿道環境負荷を軽減する道路整備。

4) 安心で安全な暮らしを支える道づくり

- ① 交通弱者も安心して利用できる歩行空間のバリアフリー化や幅広歩道など歩行者や自転車に優しい道路整備。
- ② 強風や豪雨・自然災害時に安全に移動できる道路空間の確保。
- ③ 離島・過疎地域における医療福祉などの日常生活や地域振興を支援する道路整備。
- ④ 事故の多発箇所における交通事故の減少を目指した道路整備。

5) 個性豊かな地域の創出を支える道づくり

- ① 街や地方などの地域の活性化に資する道路整備。
- ② 既存の道路空間を有効に活用したコミュニティ道路などたまり空間の整備。
- ③ 住宅地を中心とした既存市街地の秩序ある整備と、周辺と一体となった米軍基地跡地の市街地形成を支援する道路整備。
- ④ 電線類地中化などにより道路の無電柱化を図り、快適な道路空間の確保。

6) 地域ITSの取り組みについての検討

- ① 各種交通に関する情報システムの整備に向けた取り組み。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 連携・交流を支える道づくり	① 県外への広域交流拠点（空港・港湾等）へのアクセス性の向上と物流効率化の支援 ② 交流拠点整備の積極的な支援 ③ 地域間の連携を促進する体系的な道路網の確立	① 那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道507号津嘉山バイパス、高野西里線 ② 名護東道路、国道449号、沖縄環状線、沖縄嘉手納線 ③ 国道331号二見バイパス、東風平豊見城線、平良下地島空港線（伊良部架橋）、南部東道路
2) 都市交通の円滑化を図る道づくり	① 利用目的に応じた分りやすい道路網の確立 ② 既存ストックの有効活用による渋滞緩和 ③ 快適で利用しやすい総合的な交通体系確立の支援	① 那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道329号与那原バイパス、国道329号南風原バイパス、国道507号津嘉山バイパス、沖縄環状線、県道24号線バイパス、真地久茂地線、新都心牧志線、南風原中央線、豊見城中央線 ② 宜野湾南風原線 ③ パークアンドライドなど社会実験の推進
3) 観光への支援と環境に配慮した道づくり	① 交通拠点や観光地までのわかりやすい道路案内とアクセス性の向上	① 那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道58号、恩納バイパス、恩納南バイパス、国道449号本部南道路、南部東道路

主要施策・事業	内 容	備 考
	②沖縄らしい景観や周辺環境に配慮したアメニティの向上 ③沖縄の貴重な自然環境との共存 ④騒音などの沿道環境負荷の軽減	②国道390号、平良城辺線、那覇北中城線、龍潭線、楚辺5号線（読谷村） ③白浜南風見線、糸満与那原線（糸満市） ④国道507号、奥武山米須線、沖縄環状線
4) 安心で安全な暮らしを支える道づくり	①人や自転車が安全に利用できる空間の確保 ②台風などの災害に強いまちづくりへの支援 ③離島・過疎地域の安定した暮らしの支援 ④事故の多発箇所における交通事故の減少	①国道390号、玉城那覇自転車道線、県道39号線（国際通り） ②国道331号、県道146号線、県道155号線、南風原知念線、平良城辺線 ③屋我地仲宗根線、久米島一周線、白浜南風見線 ④国道505号
5) 個性豊かな地域の創出を支える道づくり	①地域の活性化への支援 ②既存ストックを活用した地域コミュニティの創出 ③秩序ある市街地形成と米軍基地跡地利用の支援 ④電線類の地中化などによる快適な道路空間の確保	①真栄里新川線、下里通り線、市道256号線（豊見城市）、首里金城地区 ②県道39号線（国際通り）、市道中央線（平良市） ③桑江伊平地区（区画街路） ④県道39号線（国際通り）、平良城辺線、国道330号（那覇市旭町）

主要施策・事業	内 容	備 考
6) 地域 I T S の取り組みについての検討	①各種交通に関する情報システムの整備に向けた取り組み	

(4) 安定した水資源の確保

生活用水等の需要の動向を踏まえ、安定した水資源の開発及びその有効利用を進める。

水資源の開発については、大保ダムなどの多目的ダムの建設を促進する。

また、雨水等未利用水、下水処理水などの有効活用を推進するとともに、水資源有効利用や節水意識の醸成に努め、節水型社会の形成を図る。

成果指標	単 位	平成13年度	平成18年度	平成23年度	
		(基準)	(実績)	(目標)	(変更前)
多目的ダムの開発水量	m ³ /日	311,300	379,970	421,170	(440,370)

※開発水量には、農業用水（期別最大取水量）を含む。

[目標値の変更理由]

多目的ダムの開発水量：羽地ダムの開発水量のうち、国営羽地大川土地改良事業計画の変更により19,200m³/日の農業用水が減ったため。

1) 水源開発

沖縄東部河川総合開発事業については、既設の金武ダムを再開発する億首ダムを平成23年度完成、翌年度の供用開始を目標に建設を促進する。

沖縄北西部河川総合開発事業における大保ダムについては、平成22年度の供用開始を目標に建設を促進する。

西系列水源開発事業では、平成22年度の供用開始を目標に施設整備を推進する。

離島における久米島町の儀間川総合開発事業については、儀間ダムを平成23年度の供用開始を目標に建設を推進する。

2) 雨水等未利用水及び下水処理水の有効利用

雨水利用については、県民に対する関心と理解を高めるため情報提供を行うとともに、雑用水用途として利用を促進するための啓発・普及に努め、雨水利用施設の普及拡大を推進する。

下水道資源の有効利用については、下水処理水を新たな水資源として水洗トイレ用水や散水用水などの生活雑用水への有効利用を促進する。

主要施策・事業	内 容	備 考
1) 水源開発	①多目的ダムの整備 ②河川水源開発	①沖縄東部河川総合開発事業、沖縄北西部河川総合開発事業、儀間川総合開発事業 ②西系列水源開発事業
2) 下水処理水の有効利用	①下水処理水を水洗トイレや散水用水等の生活雑用水として有効利用	①那覇新都心地区及び周辺地域